

飯梨川工業用水道事業 業務継続計画

制 定 令和6年 12月

目次

1	工業用水道事業における業務継続計画(BCP)の趣旨と基本方針	1	2.5	重要な要素の抽出	22
1.1	工業用水道事業における業務継続計画(BCP)の策定趣旨	1	2.5.1	被害想定に基づく業務量の把握	22
1.2	基本方針	1	2.5.2	被害想定に基づく経営資源の把握	23
1.3	工業用水道BCPの対象とする業務の範囲	2	2.6	ボトルネックの抽出	24
1.4	工業用水道BCPの策定体制と運用体制	3	2.6.1	優先実施業務(遅延による影響の把握)	24
1.4.1	工業用水道BCPの策定体制	3	2.6.2	優先実施業務の対応の目安時間と実施方法	26
1.4.2	工業用水道事業業務継続計画(BCP)の運用体制	7	2.6.3	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	28
2	分析・検討	8	2.6.4	送水過程の細分化による結果事象	30
2.1	工業用水の供給停止(又は供給水量低下)が許容される期間や水量低下レベルの推定	8	2.6.5	事業全体に関わる経営資源に対する結果	31
2.2	検討対象とする発生事象の特定	9	3	事業継続戦略・対策の検討と決定	32
2.2.1	地域防災計画やハザードマップ等から発生事象を特定	9	3.1	事業継続戦略・対策の検討	32
2.2.2	工業用水道事業の中断を引き起こす可能性のある発生事象から特定した被害想定	12	3.1.1	工業用水道施設に関する戦略・対策	32
2.3	特定した発生事象による影響の把握	13	3.1.2	調達・供給の観点での戦略・対策	32
2.3.1	地域防災計画等に基づき特定した発生事象による被害想定	13	3.1.3	要員確保の観点での戦略・対策	33
2.4	重要な施設・設備の選定と目標復旧時間・目標復旧レベルの検討	20	3.1.4	ユーザー企業の事業継続の観点での戦略・対策	33
2.4.1	重要な施設・設備の選定	20	3.2	災害時対応のための中枢機能の確保	33
2.4.2	目標復旧時間・目標復旧レベル案の検討	20	3.3	工業用水道施設台帳等の重要情報の維持	34
			3.4	資金確保	34
			3.5	行政、社会インフラ事業者の取組との整合性の確保	35
			3.6	地域との共生と貢献	35

4 計画の策定	36	4.2.4 工業用水道台帳等の整備及びそのバックアップ	74
4.1 非常時対応計画	37	4.2.5 資機材のリスト化	75
4.1.1 災害対応拠点と非常参集	39	4.2.6 リース及び購入資材・機材調達先一覧表	76
4.1.2 対応体制・指揮命令系統図	41	4.2.7 現場出勤時の携行品	77
4.1.3 避難誘導及び安否確認	43	4.2.8 食料、飲料水等の生活必需品の確保	78
4.1.4 非常時対応手順（地震・水害）【勤務時間内に対象災害が発生した場合】	44	4.2.9 民間企業等との協定	79
4.1.5 非常時対応手順（地震・水害）【勤務時間外に対象災害が発生した場合】	47	4.2.10 支援・受援ルールの基本事項	80
4.1.6 非常時対応手順（事業中断を引き起こす可能性のある発生事象）	50	4.2.11 災害相互応援に関する基本的ルールの確認	81
4.1.7 非常時優先業務の時系列的整理	51	4.2.12 受援体制の整備と充実	82
4.2 事前対策の実施計画	63	4.2.13 民間企業等との協定締結・見直し	83
4.2.1 事前対策の体系図	63	4.2.14 ユーザー企業や報道機関等への情報提供	83
4.2.2 工業用水道施設被害への事前対策	71	4.2.15 復旧対応の記録	84
4.2.3 対応拠点の確保	73	4.3 教育・訓練の実施計画	85
		4.3.1 訓練計画	85
		4.3.2 維持改善計画	87
		4.3.3 職員及び重要関係先への定期的周知	89

1 工業用水道事業における業務継続計画（BCP）の趣旨と基本方針

1.1 工業用水道事業における業務継続計画（BCP）の策定趣旨

- (1) 「業務継続計画」（以下、BCPという。）とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。

※BCP…Business Continuity Planningの略称

- (2) 工業用水道は、我が国の経済を支える産業インフラの一翼を担うものであるが、近年、地震、台風や豪雨等による自然災害の頻発化や激甚化により、大規模な漏水事故、浸水及び停電等の被害が発生するとともに、新型コロナウイルス感染拡大等により、工業用水道事業者の業務継続に支障が生じるおそれが認識されるなど、工業用水道事業を取り巻く環境に不確実性が高まっている。

工業用水道施設が甚大な被害を受け、若しくは運用に必要な人員等が確保できない事態となるなど、工業用水の供給に支障を生じた場合、短期的にもユーザー企業の操業に影響を与えてしまうことはもちろん、長期的にはユーザー企業の撤退等によって地域の経済や雇用に影響を与えるとともに、我が国産業にも大きな影響を与えかねない。

災害等発生時において、施設等の損壊を最小限に留め、また限られた人員で早期に復旧させ、ユーザー企業のニーズに応じた工業用水を安定的に供給することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。

- (3) 災害時における工業用水道供給機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平常時から災害に備えるためにも「工業用水道事業業務継続計画」を策定する。

1.2 基本方針

- (1) 住民、ユーザー、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、住民、ユーザー、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

1.3 工業用水道BCPの対象とする業務の範囲

(1) 対象事業工業用水道

島根県企業局が所管する飯梨川工業用水道事業を対象とする。

(2) 事業の責務遂行

ユーザー企業の操業に影響を与えないよう必要となる工業用水道事業が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 目標達成期間、業務継続計画が対象とする期間

工業用水の早期給水を優先します。（供給に支障の少ないものは、給水回復後に着手）

目標応急復旧時期は、30日以内とします。

1.4 工業用水道BCPの策定体制と運用体制

工業用水道BCPの平常時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。

1.4.1 工業用水道BCPの策定体制

(企業局)

区 分	部署・職名	役 割
最高責任者	企業局 局長	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道BCPの策定及び運用の総括、意思決定 工業用水道BCPの策定結果を知事へ報告（災害対策本部） 関連行政部局や民間企業等との調整の総括
実務責任者 (BCM責任者)	企業局施設課 施設課長	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道BCPの策定及び運用の実務総括 工業用水道BCPの見直し状況の確認 事前対策の指揮と実施状況の確認 訓練及び定期点検実施状況の確認 平常時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
工業用水道 実務担当	企業局施設課 長寿命化スタッフ (上席) 調整監	<ul style="list-style-type: none"> 実務責任者の補佐 工業用水道BCP策定事務局、実務責任者 関連行政部局や支援者（地方公共団体、委託業者等）等との調整（担当窓口） 事前対策計画の策定運用 定期点検及び訓練計画の策定運用
	企業局施設課 長寿命化スタッフ 課長補佐（土木）	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道BCPに係る事務的な内容のサポート 訓練の企画及び実施 人事異動や組織変更（外部の関連組織を含む）に伴う連絡網等の更新

※BCM・・・Business Continuity Management の略称

(関連行政部局及び民間企業等)

区 分	部署・連絡先	災害時連絡先 (NTT回線以外)	関連業務
防災・危機 管理部局	中国経済産業局 産業部 産業振興課 (TEL : 082-224-5638)		<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道施設全体の被害状況等の報告 ・工業用水道BCPの共有 ・連絡先リストの共有
	経済産業省 中国四国産業保安監督部 電力安全課 (TEL : 082-224-5742)		<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道に関する電気工作物の被害状況の報告 ・連絡先リストの共有
	県庁 防災部 防災危機管理課 危機管理係 (TEL : 0852-22-6486)	8-300-2-6486(防災無線)	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道施設全体の損傷状況等の共有 ・工業用水道BCPの共有 ・連絡先リストの共有
	松江市 防災部 防災危機管理課 危機管理係 (TEL : 0852-55-5115) 安来市 総務部 防災課 (TEL : 0854-23-3074)		<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道施設全体の損傷状況等の共有 ・非常用水等への緊急的利用の調整 ・連絡先リストの共有
総務部局	県庁 総務部 管財課 庁舎管理係 (TEL : 0852-22-5330)	8-300-2-5330(防災無線)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の損傷状況等の共有 ・連絡先リストの共有
水源ダム 管理者	県庁 土木部 河川課 ダム管理係 (TEL : 0852-22-5199)	8-300-2-5199(防災無線)	<ul style="list-style-type: none"> ・水源ダムの被害状況等の共有 ・工業用水道BCPの共有 ・連絡先リストの共有
水道管理者	松江市 上下水道局 維持管理課 (TEL : 0852-55-4888(代)) 安来市 上下水道部 水道管理課 (TEL : 0854-23-2020(代))		<ul style="list-style-type: none"> ・道路埋設物の損傷状況等の共有 ・調査・復旧にかかる調整 (上工水の供給調整) ・連絡先リストの共有

区分	部署・連絡先	災害時連絡先 (N T T回線以外)	関連業務
ガス事業者	松江市ガス局 保安供給課 (TEL : 0852-21-0011)		<ul style="list-style-type: none"> ・道路埋設物の損傷状況等の共有 ・調査・復旧にかかる調整 ・連絡先リストの共有
電気事業者	電力サポート中国 松江営業所 (TEL : 0852-55-6115)		<ul style="list-style-type: none"> ・道路埋設物の損傷状況等の共有 ・調査・復旧にかかる調整 ・連絡先リストの共有
通信事業者	NTT フィールドテクノ 島根設備部 (TEL : 0852-20-7695)		<ul style="list-style-type: none"> ・道路埋設物の損傷状況等の共有 ・調査・復旧にかかる調整 ・連絡先リストの共有
道路管理者	中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課 (TEL : 0852-60-1347) 松江県土整備事務所 維持管理部 管理第一課 (TEL : 0852-32-5734) 広瀬土木事業所 管理課 (TEL : 0854-32-4148) 松江市 都市整備部 道路課 管理第一係 (TEL : 0852-55-5364) 安来市 建設部 土木建設課 (TEL : 0854-23-3381)	8-321-2-5734(防災無線) 8-330-4148 (防災無線)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路埋設物の損傷状況等の共有 ・調査・復旧にかかる調整 ・連絡先リストの共有
河川管理者	中国地方整備局 出雲河川事務所 管理第一課 (TEL : 0853-20-1765) 松江県土整備事務所 維持管理部 管理第一課 (TEL : 0852-32-5734) 広瀬土木事業所 管理課 (TEL : 0854-32-4148) 松江市 都市整備部 河川課 管理係 (TEL : 0852-55-5355) 安来市 建設部 土木建設課 (TEL : 0854-23-3381)	8-321-2-5734(防災無線) 8-330-4148 (防災無線)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川内施設の損傷状況等の共有 ・緊急的利用にかかる調整 ・調査・復旧にかかる調整 ・連絡先リストの共有
警察	松江警察署 総務課 (TEL : 0852-28-0110(代)) 安来警察署 総務課 (TEL : 0854-22-0110(代))		<ul style="list-style-type: none"> ・道路使用許可等の調整 ・連絡先リストの共有

区分	部署・連絡先	災害時連絡先 (NTT回線以外)	関連業務
消防	松江市 消防本部 消防総務課 (TEL: 0852-31-9119(代)) 安来市 消防本部 消防総務課 (TEL: 0854-22-0119(代))		<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動に関する調整等 ・連絡先リストの共有
協会等	管工事等 : 鳥取県企業局 (TEL: 0857-26-7443) ※中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定 一般社団法人 島根県管工事業協会 (TEL: 0852-24-5018)		<ul style="list-style-type: none"> ・提供可能な資機材リストや協力人員等の共有 ・損傷状況等の共有及び復旧対応 ・連絡先リストの共有
	測量設計等 : 一般社団法人 島根県測量設計業協会 (TEL: 0852-24-5018)		<ul style="list-style-type: none"> ・復旧工法等に関する支援協力 ・連絡先リストの共有
	石油類燃料の供給等 : 島根県石油協同組合 (TEL: 0852-25-4488)		<ul style="list-style-type: none"> ・石油類燃料の優先供給 ・帰宅困難者の支援 ・連絡先リストの共有
	停電復旧の連携等 : 中国電力株式会社 (連絡先: 県庁防災部防災危機管理課 TEL: 0852-22-5885)		<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業に関する支援協力 ・停電の優先復旧 ・活動拠点の協力
	通信障害復旧の相互協力等 西日本電信電話株式会社島根支店 (連絡先: 県庁防災部防災危機管理課 TEL: 0852-22-5885)		<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業に関する支援協力 ・停電の優先復旧 ・活動拠点の協力

1.4.2 工業用水道事業業務継続計画(BCP)の運用体制

区 分	部署・職名	役 割
企業局本局 対策本部長	企業局 局長	・工業用水道業務全般に係る総括(運用指揮、情報集約、災害対策本部との調整、上位機関との連絡調整)
企業局本局 対策副本部長	企業局 次長	・工業用水道業務全般に係る総括補佐(運用指揮、情報集約、災害対策本部との調整、上位機関との連絡調整)
企業局本局 総務班長	総務課長	・職務環境の整備 ・各種情報収集整理、事務所との連絡調整等
企業局本局 経営班長	経営課長	・ユーザー企業との連絡調整等
企業局本局 施設班長	施設課長	・関連行政部局との連絡調整等
東部事務所 対策本部長	東部事務所 所長	・東部事務所業務全般に係る総括(運用指揮、情報集約、本局との連絡調整等)
東部事務所 対策副本部長	東部事務所 副所長	・東部事務所業務全般に係る総括補佐(運用指揮、情報集約、本局との連絡調整等)
東部事務所 管理班長	東部事務所 管理課長	・各種情報収集整理、必要な資機材の調達 ・災害復旧設計・積算等
東部事務所 水道施設班長	東部事務所 水道第二課長	・調査計画立案、調査(実施及び立会)、緊急措置及び応急復旧の実施 ・緊急点検・調査結果の確認と対応方針の決定 【水道施設関連】
東部事務所 水道供給班長	東部事務所 水道第一課長	・水運用、供給の調整、計画策定 ・関連施設管理者との連絡調整等 【水道供給関連】

2 分析・検討

2.1 工業用水の供給停止(又は供給水量低下)が許容される期間や水量低下レベルの推定

【ユーザー企業の事業内容等を踏まえた許容時間】

- ・ライフライン（電気、ガス等のエネルギー供給等）のほか、災害復興の要となるユーザー企業への優先的な復旧について考慮する。
- ・工業用水全体では、発災後から 30 日以内に暫定的に回復させることを目標とする。

2.2 検討対象とする発生事象の特定

2.2.1 地域防災計画やハザードマップ等から発生事象を特定

◆ (地震規模の設定)

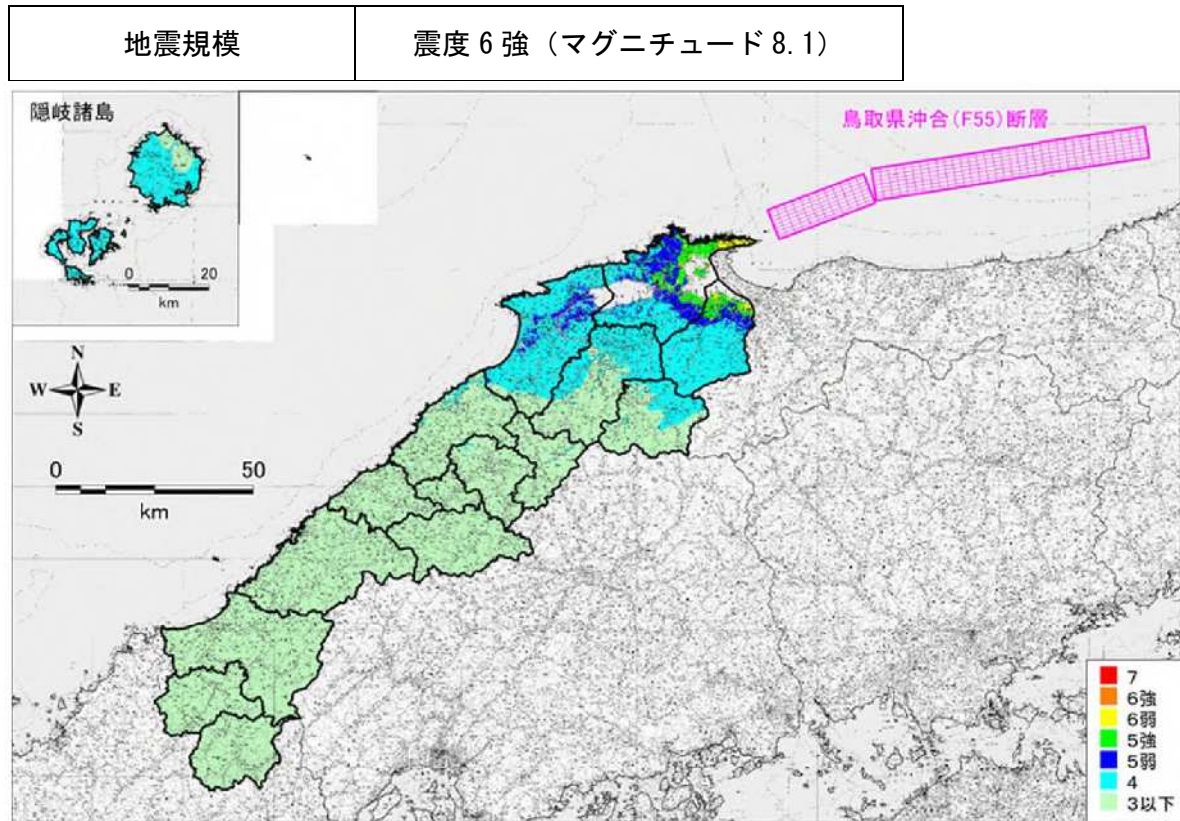
島根県周辺の想定される地震は、以下の図のとおりである。



地震動想定対象地震の断層位置図

出典：島根県地震・津波被害想定調査（平成30年3月）

工業用水道施設に最も大きな被害を与える地震被災を「鳥取県沖合（F55）断層の地震」が発生したことを想定して被害想定を行う。



鳥取県沖合(F55)断層

出典：島根県地震・津波被害想定調査（平成30年3月）

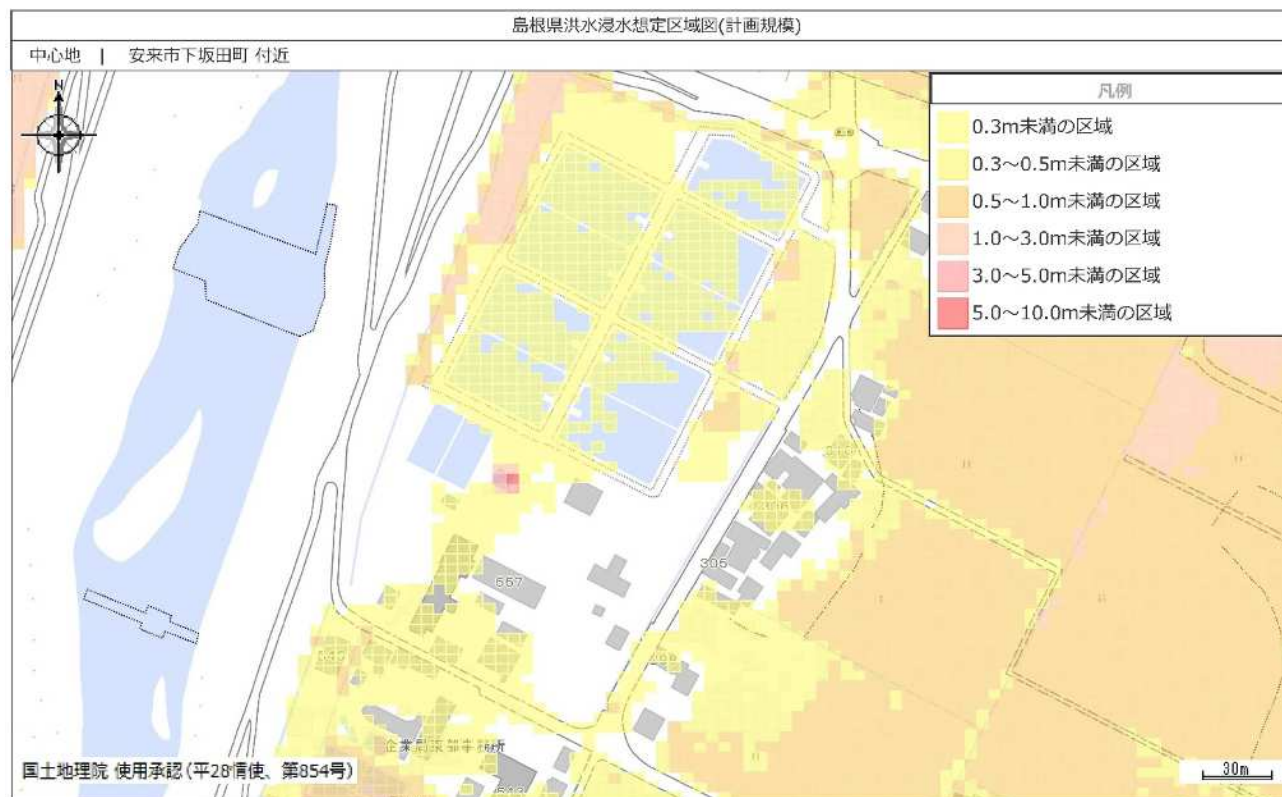
◆（津波の設定）

津波による工業用水道施設への直接的な影響は無いと考えられるため、津波による被害想定は行わない。

◆（水害規模の設定）

島根県が作成した飯梨川浸水想定区域図（計画規模）を対象として設定する。

飯梨川浸水想定区域図（計画規模）



2.2.2 工業用水道事業の中断を引き起こす可能性のある発生事象から特定した被害想定

具体的には別に定める個別マニュアルによる。

◆ 飯梨川取水困難時活動

取水困難〔渇水に起因するものは除く〕によって、工業用水の供給停止又は制限〔断減水〕する必要があるすべての事象について適用する。

◆ 水質汚染事故対策

水質汚染事故発生時に、通常給水の早期の回復を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、水質汚染事故対応を適切に行うことを目的とする。

◆ 油流出事故対策

油流出事故が発生した場合で、被害の拡大防止と応急復旧を目的とする。

◆ テロ対策

テロが発生する恐れがある場合における水道施設の警備強化や、テロ発生時における通常給水の早期の回復と計画的な応急供給の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、テロ対応を適切に行うことを目的とする。

◆ 原子力災害対策

原子力災害が発生した際に、初動対応等について迅速かつ的確に実施できる体制を作り、その実施すべき具体的活動を適切に行うことを目的とする。

企業局が別に定める、①原子力災害時の対応マニュアル(令和5年3月)、②島根県企業局原子力災害時行動計画(令和4年7月)による。

2.3 特定した発生事象による影響の把握

2.3.1 地域防災計画等に基づき特定した発生事象による被害想定

①庁舎（建物）の状況把握

（企業局）

項目	結果
庁舎の建築時期	昭和 48 年
新耐震基準対応の有無	新耐震基準に対応
耐震補強の有無	有
耐震診断の結果	耐震化済
耐震診断・工事等の当面の予定、検討状況	不要
洪水ハザードマップによる危険の有無（浸水予想区域内か否か）	予想区域内（浸水深 0.5～3.0m未満）
津波ハザードマップによる危険の有無	予想区域外

（東部事務所）

項目	結果
庁舎の建築時期	昭和 54 年
新耐震基準対応の有無	新耐震基準に対応
耐震補強の有無	有
耐震診断の結果	耐震化済
耐震診断・工事等の当面の予定、検討状況	不要
洪水ハザードマップによる危険の有無（浸水予想区域内か否か）	予想区域内（浸水深 0.5～1.0m未満）
津波ハザードマップによる危険の有無	予想区域外

②工業用水道施設の耐震化状況の把握

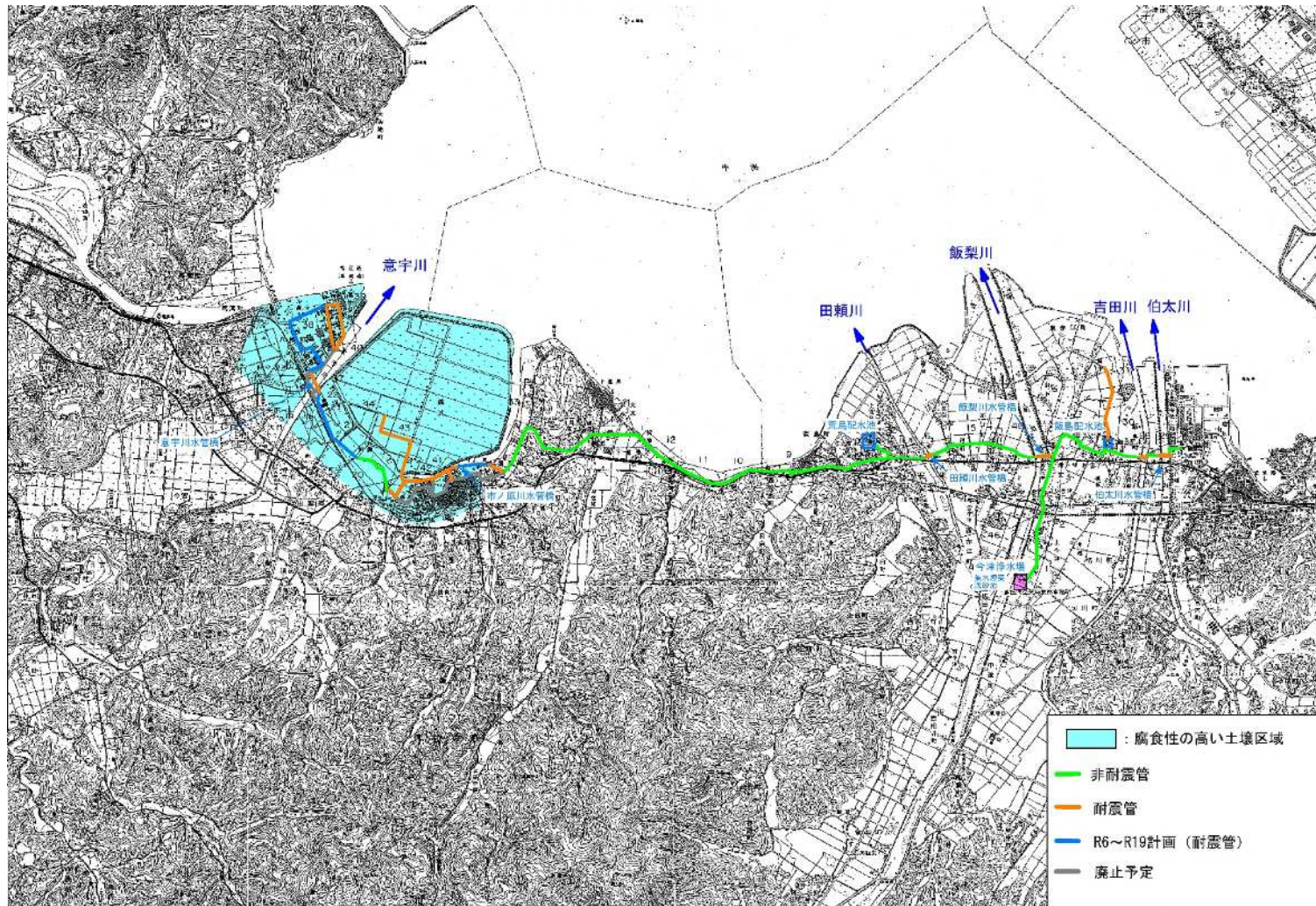
a) 施設

施設名	耐震化状況			洪水	備考
	○：耐震化済み又は調査でOK ?：未確認 ×：未耐震化又は調査でNG -：対象外				
	土木		建築		
	L1地震動	L2地震動	新耐震基準		
集水埋渠	×	×	-	○	
沈砂池	×	×	-	○	
建屋	-	-	×	○	主ポンプ棟
荒島配水池	○	○	-	○	
飯島配水池	○	○	-	○	
導水路	×	×	-	○	
分水路（逆調整池より下流）	×	×	-	○	

b) 管路

施設名	耐震化状況			洪水	備考
	○：耐震化済み又は調査でOK ?：未確認 ×：未耐震化又は調査でNG -：対象外				
	土木		建築		
	L1地震動	L2地震動	新耐震基準		
送水管	×	×	-	○	
飯梨川水管橋	○	○	-	○	
田頼川水管橋	○	○	-	○	
羽入川水管橋	○	○	-	○	
市原川水管橋	○	○	-	○	
吉田川水管橋	○	○	-	○	
伯太川水管橋	○	○	-	○	

管路の耐震化状況



③ 被害想定（大規模地震）

項目		被害想定	
庁舎（南庁舎・東部事務所）		<p>新耐震対応済のため、倒壊せず庁舎は利用可能。</p> <p>庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、什器転倒等が想定される。</p>	
工業用水道施設	管路施設	<p>管路（橋梁添架部も含む）施設は、管体・継手の損傷、継手からの漏水、空気弁の損傷が想定される。</p> <p>配水管の被害率 0.693(件/km) 被害推計件数：管体・継手・属具 14件（19.495km×0.693 件/km=13.5 件）</p>	
	取水施設 送水施設	<p>主ポンプ棟は、建築構造物として新耐震基準を満足していない、L1、L2 レベルに相当する地震動に対しての安全性は確保できていない。</p> <p>集水埋渠・沈砂池は、L1、L2 地震動に対しての安全性は確保できていない。</p> <p>機械・電気設備は固定されており、機能に重大な支障が発生することを想定していない。</p> <p>通信網の遮断により、水道中央監視制御システムに支障が生じた場合は、送水ポンプ設備の自動制御が不能となる。</p> <p>自家発燃料は、24 時間分しか保有しておらず、給油が必要である。</p>	
	配水池	<p>配水池は、L1、L2 地震動に対応しており、安全性が確保されている。</p> <p>管理用道路の盛土法面崩壊等が想定される。</p>	
要員		<p>家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。</p> <p>また、公共交通手段の途絶により、発災後 1 時間以内に参集可能な職員は 2、3 人程度となる。</p>	
ライフライン	電話	固定電話	<p>NTT 回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。</p> <p>災害時優先電話設定の電話機が用意してあるが、2～3 日程度は電話が掛かりにくい状態が続くとみられる。</p>
		携帯電話	<p>固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。</p> <p>災害時優先電話設定の電話機が用意してあるが、2～3 日程度は電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。</p>

項目		被害想定
・ イ ン フ ラ	電力	発災直後は断線等により電力供給が中断する可能性が高い。2日間程度は、南庁舎、東部事務所に電力が供給されない可能性はあるが、非常用発電機による電力の供給が可能となっている。
	水道	水道施設の耐震化が図られていないため、南庁舎は水道管破裂による断水の可能性がある。
	道路	地震の規模や断層の有無によっては陥没等で使用出来ない路線が発生する恐れがある。安来地区と松江地区を結ぶ国道が分断された場合は、大きく迂回する必要がある。
	鉄道	地震の規模や断層の有無によっては、軌道の変形や陥没等で使用できなくなる可能性があるが、鉄道以外にも支援物資や調査復旧に必要な資機材を運搬する手段として、高速道路等の活用が考えられる。

④ 被害想定（浸水害）

項目		被害想定	
庁舎（南庁舎・東部事務所）		庁舎は利用可能である。	
工業用水道施設	管路施設	管路（橋梁添架部も含む）施設は、影響なし。	
	取水施設 送水施設	管理棟、主ポンプ棟及び自家用発電機室は、浸水防止対策として浸水防止板を設置できるようになっている。 機械・電気設備は固定されている。 自家発燃料は24時間分しか保有しておらず、給油が必要となる。	
	配水池	配水池は影響なし。 管理用道路の盛土法面崩壊等が想定される。	
要員		公共交通手段の途絶により、発災後1時間以内に参集可能な職員は2、3人程度となる。	
ライフライン・インフラ	電力	南庁舎、東部事務所に電力が供給されない可能性はあるが、非常用発電機による電力の供給が可能となっている。	
	水道	浄水場施設であることから、断水の可能性は極めて少ない。	
	電話	固定電話	N T T回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。 災害時優先電話設定の電話機が用意してあるが、2～3日程度、電話が掛かりにくい状態が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。 2～3日程度は、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	安来地区と松江地区を結ぶ国道が分断された場合は、大きく迂回する必要がある。	
鉄道	浸水の有無によっては、軌道の変形や陥没等で使用できなくなる可能性があるが、鉄道以外にも支援物資や調査復旧に必要な資機材を運搬する手段として、高速道路等の活用が考えられる。		

2.4 重要な施設・設備の選定と目標復旧時間・目標復旧レベルの検討

2.4.1 重要な施設・設備の選定

区分	重要度	対象施設（一般名称）
重点管理	重要度ランク A1 の施設	・取水施設（集水埋渠） ・浄水施設（沈砂池） ・配水施設（建屋、ポンプ、配水池、配水管） ・受変電施設（受電設備、自家発電設備）
通常管理	重要度ランク B の施設	・一般施設（排水路、倉庫など）

2.4.2 目標復旧時間・目標復旧レベル案の検討

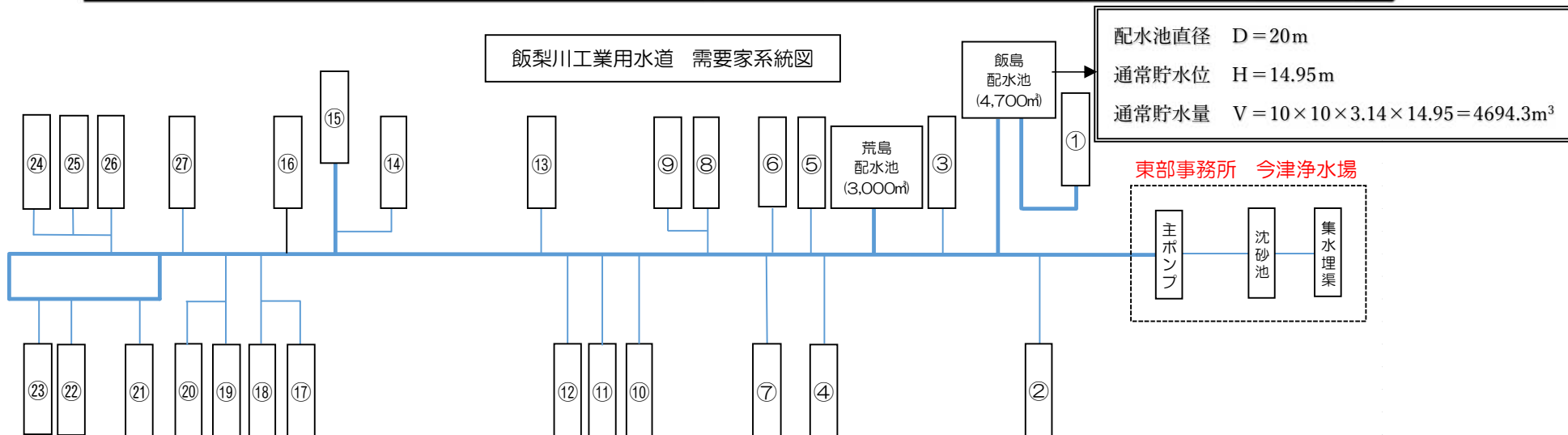
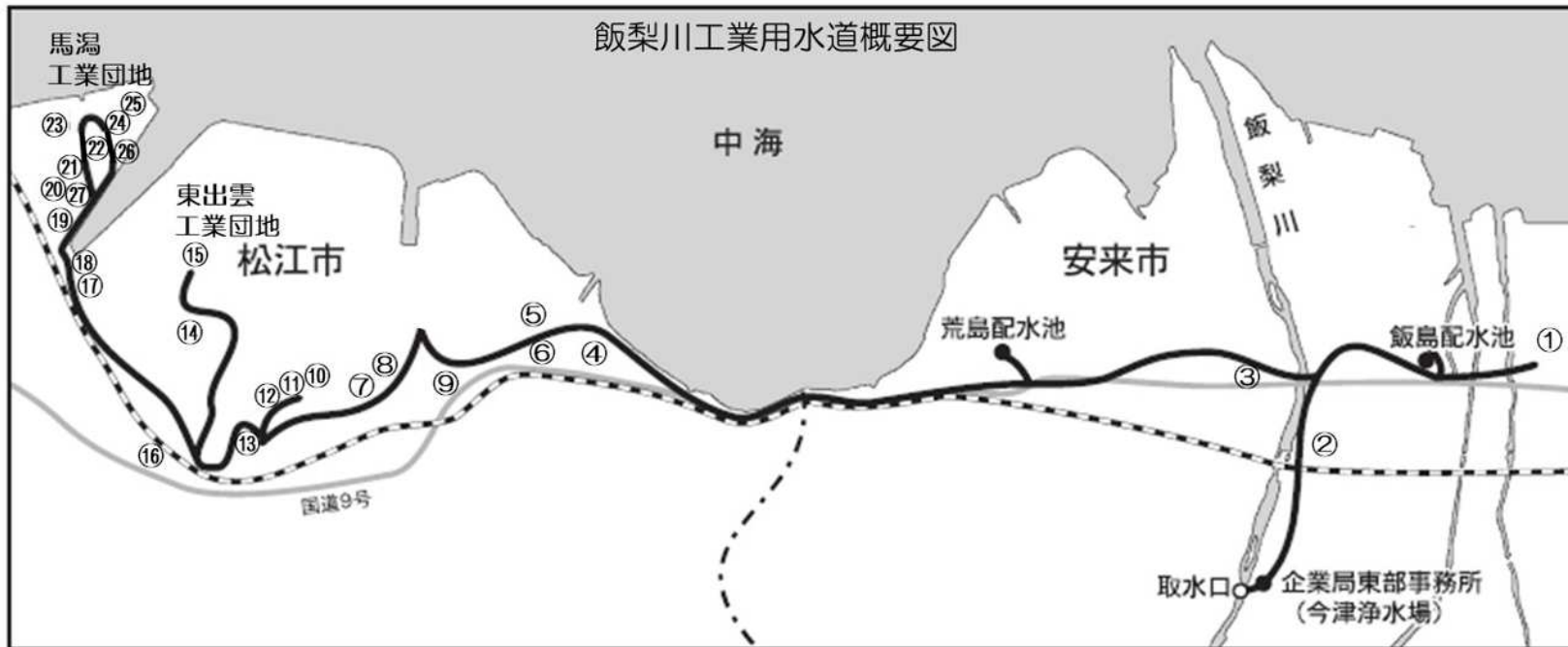
飯梨川工業用水道は、工業用水道を安来・松江市内の受水企業 27 事業所（R6. 12. 1 現在）に給水しており、工業用水道の長期間にわたる減断水は、受水企業の生産活動に多大の影響を及ぼすことになる。

用水供給事業を優先して復旧作業に当たることから、工業用水道の復旧目標は、次のとおりとする。

<目標>

地震発生後 30 日で管路の応急復旧完了を目標とする。

ただし、東部事務所の耐震化後の目標とし、受水企業と協議の上、耐震化への取り組みを進める。



2.5 重要な要素の抽出

2.5.1 被害想定に基づく業務量の把握

(1) 災害時における初動対応、応急復旧等の業務

災害時における初動対応、応急復旧の内容
① 対策本部の立ち上げ、職員の安否確認
② 被害状況等の情報収集
③ 県災害対策本部、関連行政部局、ユーザー企業への連絡
④ 緊急点検、緊急調査
⑤ 復旧方法の検討
⑥ 応急復旧工事の実施

(2) 水害時(災害が予想される時)における事前対応の業務

災害時における事前対応の内容	業務の概要
① 対策本部の立ち上げ	企業局内で警戒態勢を構築
② 降雨情報等の確認	情報収集体制の確立 降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集
③ 関連行政部局との連絡調整	通水状況の相互把握 河川水位情報等の確認
④ 水害発生に備えた事前準備	懸念箇所の保護作業、浸水防止板の設置 備蓄資機材の確認、データ類の保護
局地的大雨や集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)の予測は困難であるが、飯梨川の氾濫や決壊がない限り浸水はしない。なお、局地的大雨や集中豪雨では、雨水は低地(道路、水路、水田等)に流入するため浸水する可能性は低い。	

2.5.2 被害想定に基づく経営資源の把握

発災後の職員数の把握

参集人員予測結果(夜間・休日の場合) ※勤務時間内での発災の場合は、所属人数の8割程度の参集人数を見込まれるため省略する。

配 備 先	所属 人数	参集人数(累計人数)										
		1 時間		3 時間		6 時間		1 2 時間		2 4 時間		
本局	総務班	11	1		8		10		10		11	
	経営班	10	2		7		8		10		10	
	施設班	11	1		7		7		10		11	
	合 計	32	4		22		25		30		32	
東部	管理班	4	1		2		4		4		4	
	水道施設班	9	1		2		4		9		9	
	水道供給班	5	1		1		2		5		5	
	合 計	18	3		5		10		18		18	
総 計	50	7		27		35		48		50		
所属人数に対する 参集人数の割合		14.0%		54.0%		70.0%		96.0%		100.0%		
		本局	東部	本局	東部	本局	東部	本局	東部	本局	東部	
参集職員数		4	3	22	5	25	10	30	18	32	18	
必要職員数		4	1	6	1	8	2	9	2	11	4	
差し引き		0	2	16	4	17	8	21	16	21	14	

【条件】

- 1 徒歩で参集することを想定し、時速3kmで所要時間を算出。
- 2 安否確認や身支度等の準備時間として30分を計上。
- 3 参集距離が20km未満の職員は、原則として自所属へ参集と想定。
- 4 参集距離が20km以上の職員は、原則として公共交通機関が復旧するまで最寄りの他所属へ参集と想定。(最寄りが自所属の場合は自所属へ参集と想定。)
- 5 本人・家族の被災や救助・救援等により、参集が困難な職員の割合を下記のとおり設定。
 発災～1日:30%(発災直後の負傷や混乱等)、1日～3日:20%(発災直後の混乱等)、3日～1週間:2%(本人の死亡・重傷等)

2.6 ボトルネックの抽出

2.6.1 優先実施業務（遅延による影響の把握）

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
1	対策本部の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認する。 ・対策本部の立ち上げ、体制の確保を行う。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保する。 ・来訪者や負傷した職員がいる場合は避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立ち上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下の全ての業務が遅延する恐れがある。
2	職員等の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の参集状況及び安否確認を行う。 ・外出、休職等で不在の職員は自らの安全と家族の安全を確保した後、速やかに対策本部へ連絡し、帰庁、出勤できる時間を通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置が出来ず、発災後の対応に支障が発生する。
3	東部事務所との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・東部事務所維持管理職員の安否確認を行う。 ・東部事務所施設の被害状況を確認する。 ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請についての検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部事務所との連絡調整が遅れることにより、東部事務所の機能回復に支障が発生する。
4	中国経済産業局への被害報告	<ul style="list-style-type: none"> ・中国経済産業局等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国への連絡の遅れにより、他事業体からの応援が遅延する恐れがある。
5	被害状況等の情報収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・報道、他部局からの連絡、給水企業、住民からの通報等による被害情報（工業用水道施設、漏水状況等）の収集整理を行う。 ・給水企業からの問い合わせ対応（現地確認、給水設備の修理業者の紹介等）を行う。 ・その後、被害状況は県災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に随時発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長する。
6	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・中国経済産業局へ被害、対応状況等を連絡する。 ・県災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡する。 ・県災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認する。 ・県内全域に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整を行う。 ・関連行政部局（道路部局等）との協力体制の確認を行う。 ・管理施設が近接している関連行政部局（道路部局等）との共同点検調査の実施方針の調整を行う。（※意宇川橋添架管） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として工業用水道機能回復に支障が発生する。

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
7	東部事務所等基幹施設の被害調査・応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定・調査用具、調査チェックリストを準備・二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施する。 ・重要な幹線等の目視調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没や漏水等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される。 ・東部事務所において、処理機能の回復に支障が発生する。
8	被害調査	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の被害状況を把握するため、調査を実施する。 ・調査の結果により、応急的な施設機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能確保の遅れにより、企業の生産活動停止の拡大が懸念される。
9	支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要性を判断する。 ・中国経済産業局や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、企業への給水の問題等を解消できない恐れがある。
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画を策定する。 ・復旧に必要な資機材を手配、調達を行う。 ・復旧工事を協力会社に依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能確保の遅れにより、企業の生産活動停止の拡大が懸念される。

2.6.2 優先実施業務の対応の日安時間と実施方法

No	業務名	業務実施 目標時間	自前、他者への 依頼による実施 の可否	実施方法
1	対策本部の立ち上げ	(平日昼間) 1時間	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部） 対応者：実務責任者（基本は施設課長、課長不在の場合は緊急参集者から任命）。 ただし、勤務時間外の場合は、初期参集者が立ち上げ準備を開始する。 対応方法：電源・通信の確認、構成市町、経済産業局に被害の第一報を行う。
		(夜間休日) 1時間		
2	職員等の安否確認	(平日昼間) 1時間	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部） 対応者：総務班 対応方法：勤務中はその場で点呼を行い、不在者は電話で確認を行う。夜間・休日は 安否確認システム、連絡網に基づき確認を行う。
		(夜間休日) 3時間		
3	東部事務所との連絡調整	(平日昼間) 1時間	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部）及び東部事務所 対応者：総務班及び水道供給班 対応方法：東部事務所に電話で参集状況、被害状況等を確認する。電話が不通の場合 は現地へ人員を派遣して確認を行う。
		(夜間休日) 1時間		
4	中国経済産業局への被害報告	(平日昼間) 1時間	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部） 対応者：施設班 対応方法：被害状況等を電話報告する。
		(夜間休日) 1時間		
5	被害状況等の情報収集と発信	(平日昼間) 6時間	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部）及び東部事務所 対応者：総務班及び水道供給班 対応方法：テレビ及びラジオによる情報収集を行うとともに、関連行政部局からの伝 達情報、給水企業、住民からの通報等の情報収集を行う。収集整理した情 報は、総務班が対策本部を経由し、書面で県災害対策本部へ連絡を行う。
		(夜間休日) 12時間		
6	関連行政部局及び民間企業等 との連絡調整	(平日昼間) 12時間	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部）及び東部事務所 対応者：経営班、施設班、管理班及び水道供給班 対応方法：庁舎内関連部局は直接、連絡庁舎以外は電話、携帯メール等で実施する。
		(夜間休日) 24時間		

No	業務名	業務実施 目標時間	自前、他者への 依頼による実施 の可否	実施方法
7	東部事務所等基幹施設の被害 調査・応急措置	(平日昼間) 2日	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：基幹施設及び人的被害につながる二次災害の防止に伴う施設・管路等 対 応 者：管理班、水道施設班及び水道供給班 対応方法：要員の確保や保有資機材の点検を行うが、要員及び資機材が不足する場合は、協力会社に応援を依頼する。
		(夜間休日) 3日		
8	被害調査	(平日昼間) 3日	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：区域全体（優先度が高い箇所からの調査） 対 応 者：水道施設班 対応方法：支援者とともに保有資機材や調達資機材において調査を実施する。
		(夜間休日) 4日		
9	支援要請及び受援体制の整備	(平日昼間) 3日	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：庁舎（対策本部）及び東部事務所 対 応 者：総務班及び管理班 対応方法：電話により中国地域工業用水道相互応援協定に基づき、鳥取県企業局へ支援要請の連絡を行う。支援者に対する担当窓口の設置、支援活動に必要な情報の整理及び作業スペース等の確保を行う。
		(夜間休日) 4日		
10	応急復旧	(平日昼間) 15日	自：可・不可 他：可・不可	対応場所：区域全体（優先度が高い箇所からの調査し、被災箇所を応急復旧する） 対 応 者：水道施設班及び水道供給班 対応方法：支援者とともに設計を行い、建設会社やメーカー等に業務を委託し、応急対応を実施する。
		(夜間休日) 15日		

2.6.3 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	事務所	業務名	リソース	必要数量	確保できる数量	代替の可能性
1	本局	対策本部の立上げ	本局職員（対策本部）	4人	4人	—
2	本局	職員の安否確認	総務班	2人	8人	—
			連絡先リスト	一式	一式	—
			安否確認システム	一式	一式	—
3	本局 東部	東部事務所との連絡調整	総務班 水道供給班	1人 1人	4人 1人	対策本部の立上げ職員で対応 —
4	本局	中国経済産業局への被害報告	施設班	1人	1人	—
5	本局 東部	被害状況等の情報収集と発信	総務班 水道供給班	1人 1人	10人 3人	—
6	本局 東部	関連行政部局及び民間企業（ユーザー）等との連絡調整	経営班・施設班 管理班・水道供給班	2人（各1人） 2人（各1人）	21人 9人	—
7	東部	東部事務所等基幹施設の被害調査・応急措置	管理班、水道施設班及び水道供給班	12人（2名×6班）	18人	
			一般平面図	1部	1部	災害発生時に複数部コピー
			管路台帳	1部	1部	災害発生時に複数部コピー
			施設管理台帳システム	1台	1台	—
8	東部	被害調査	（浄水施設）水道施設班	2人（2名×1班）	3人	—
			（管路施設）水道施設班	4人（2名×2班）	6人	—
			一般平面図	3部	1部	災害発生時に複数部コピー
			管路台帳	2部	1部	災害発生時に複数部コピー
			施設管理台帳システム	1台	1台	—
9	本局 東部	支援要請、受援体制の整備	総務班 管理班	2人 2人	11人 4人	—

No	事務所	業務名	リソース	必要数量	確保できる数量	代替の可能性
10	東部	応急復旧 (浄水施設)	水道施設班、水道供給班	3人(3名×1班)	5人	—
			資機材	—	無	資材がないため協力業者及び中国地域工業用水道相互応援協定に基づき、他事業体への資材提供依頼により対応
		応急復旧 (管路施設)	水道施設班(総括)	2人(2名×1班)	2人	—
			水道施設班 (通水・漏水調査)	3人(3名×1班)	3人	—
			水道施設班(修理)	6人(2名×3班)	4人	人数不足のため、支援要請により対応
			資機材	—	無	資材がないため協力業者及び中国地域工業用水道相互応援協定に基づき、他事業体への資材提供依頼により対応

2.6.4 送水過程の細分化による結果事象

送水過程	対象とする施設・設備	想定される結果事象
貯水施設	工業用水そのもの 逆調整池 河川護岸	(水質悪化) ・ 化学物質 (PRTR 対象物質) 混入による水質の悪化 等 (水源機能の逸失・低下) ・ 逆調整池や上流河川の損壊 等
取水施設	取水施設(分水路、埋渠、導水管等)	(取水能力の喪失・低下) ・ 災害での流木流入 ・ 護岸の損壊 ・ 分水路、埋渠、導水管等の損壊等
浄水施設	沈砂池	(浄水施設の損壊) ・ 沈砂池の損壊 等
送水施設	管路・水管橋 (浄水場～配水池) ポンプ 電気機械設備	(漏水・送水能力喪失) ・ 漏水、管路損壊による給水不調 ・ 送水ポンプ損壊、電源喪失 等
配水施設	配水池・タンク 管路・水管橋 (配水池～ユーザー企業) 点検通路 (神子谷トンネル等)	(配水施設の損壊・機能低下) ・ 配水池、タンクの損壊 ・ 漏水、管路損壊による給水不調
監視制御設備	センサー・カメラ 事業所の制御機器 量水設備 通信設備 (テレメータ等)	(監視制御機能の喪失・低下) ・ センサー・カメラの損壊 ・ 制御機器損壊・ソフトのバグ ・ 電源通信喪失 等

2.6.5 事業全体に関わる経営資源に対する結果

項目	検討項目	想定される結果事象
人員配置 運用確保 工事進捗	施設・設備を運用する職員 ユーザー企業、関係機関等と情報共有 調整する職員 監視、管理委託先の事業者 工事発注先の事業者	(人員の不足) ・災害による被災 ・感染症（入院、出勤制限） ・交通機関途絶 等
物資調達	運用に必要な資機材（燃料、薬品等）の調達先 復旧資機材の調達先	(調達の支障) ・交通機関途絶 ・復旧資材の調達先の被災（専門技術者の被災も含む） ・調達先の経営破綻 等
資金調達 資金支払	借入 料金徴収 支払	(資金調達・支払不順) ・借入元団体の被災 (収入時期の遅延) ・料金徴収困難な被災 (履行延期の特約等による収入時期の遅延) ・支払業務が困難な被災による支払時期の遅延等

3 事業継続戦略・対策の検討と決定

3.1 事業継続戦略・対策の検討

3.1.1 工業用水道施設に関する戦略・対策

工業用水道施設や設備の被害抑止・軽減を図るため、中期事業計画に基づき配水管等の耐震化を実施していく。

3.1.2 調達・供給の観点での戦略・対策

保有資機材の把握、調達ルート及び情報伝達機器の確保等は以下のとおりである。その他、不足する資機材等については、備蓄情報データベース（一般社団法人日本工業用水協会）を活用する。

分類	項目	現状レベル	対策（対応）内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
資機材	保有資機材の把握	・必要な資機材のリスト化がされている。	・定期的に、必要資機材の整理を行う。（リスト化）	・調査復旧を速やかに実施することが可能となる。	-	東部事務所
	緊急時の資機材調達ルートの確保	・災害協定により、管工事業協会及び中国地域工業用水道事業体との連携により調達ルートは確保されている。	・定期的に、緊急時の調達ルートを確認しておく。	・調査復旧を速やかに実施することが可能となる。	-	本局 東部事務所
	重油の備蓄量（浄水場）	・概ね 24 時間程度しか稼働できない。	・燃料タンクを増設する。	・浄水場の 72 時間稼働が確保できる。	中期	東部事務所
	情報伝達機器の確保	・防災無線が整備されている。	・発災時の防災無線利用に関する関連部局との事前調整を行う。	・発災時の確実な情報伝達手段の確保が可能となる。	-	本局 東部事務所
	サーバーの停電対策	・無停電装置が整備されている。	・無停電装置により、正常終了させる。	・停電後の無停電装置からの給電により、データ破損はない。	-	東部事務所

3.1.3 要員確保の観点での戦略・対策

- ・企業局本局より東部事務所への応援者1名を選定する。
- ・企業局本局は、東部事務所の情報を迅速かつ正確に企業局本局へ伝達するために、必要に応じてリエゾンを派遣する。
- ・災害時相互応援協定に基づく要請を行う。

災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定（島根県管工事業協会）

災害時の支援協力に関する協定（島根県測量設計協会）

中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定（中国地方における工業水道事業者：11事業者）

- ・交替制（ローテーション）の仕組みの確立を行い、事業継続を図っていく。

3.1.4 ユーザー企業の事業継続の観点での戦略・対策

- ・ユーザー企業数及び契約水量の把握

26企業、27事業所に工業用水を供給しており、契約水量は18,551 m³/日となっている。

- ・講じる対策や費用についての共有・合意

災害時の対応方針として、供給停止により機械設備が損傷する恐れのあるユーザー企業への供給を最優先とし、残りのユーザー企業は、給水停止をせずに減量による給水対応を基本とする。

復旧費用については、災害復旧事業による補助金を活用することを基本とするが、その他復旧に必要な経費については、ユーザーからの料金収入により補填することについて、理解を得られるよう説明していく。

3.2 災害時対応のための中枢機能の確保

【対応拠点】

- ・企業局本局内に対策本部を置く。
- ・県庁南庁舎が使用できない場合、対策本部の移動に追従して確保された島根県松江合同庁舎に対策本部を置く。

3.3 工業用水道施設台帳等の重要情報の維持

重要な施設・設備の継続には、工業用水道台帳等の工業用水道施設の設計図書や管理図書、工事の実施状況等の早期復旧に必要となる重要な情報（バイタルレコードともいう）及び情報システムを被災時でも使用できることが不可欠である。

重要な情報についてはバックアップを確保し、同じ発生事象で同時に被災しない場所に保存することが必要である。また、重要な情報システムには、必要であれば（特に、汎用的でなく特注のシステムである場合には）バックアップシステムも求められ、それを支える電源確保や回線の二重化を確保することも重要である。

（データのバックアップ及び資機材の確保）

分類	項目	現状レベル	対応内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
重要 情報	管路台帳の整備	点検しやすいようにブロックに分けた工業用水台帳システムを整備（電子データ）	定期的に台帳整備を行う。 年1回、本局と東部事務所に配備してある施設管理台帳システムの同期を行う。	調査点検が、速やかに実施することが可能となる。	適宜	施設課 東部事務所
	データ（管路台帳等）のバックアップ	印刷製本を東部事務所に保存 電子データ化して保存	定期的にデータ保存を行う。	管路等の施設状況を速やかに確認することが可能となる。	適宜	施設課 東部事務所

3.4 資金確保

工業用水道施設が被災した場合、施設の早期復旧のためには、資機材や人員を調達するために予算が必要となる。さらに、災害時において工業用水道事業を継続又は被害を軽減させるためには、平常時から事前の対策に取り組むことが必要となる。

このため、平常時から危機的事象に対応するための最低限の資金を手元に確保するよう努めるとともに、以下のような事前の検討をしておく。

- ・ 調達先、支払業務取扱金融機関の復旧時期の確認と資金計画の見直し（資金不足となる場合はその影響把握）
- ・ 支払遅延を回避するための措置の検討（代替の金融機関からの調達、代替の金融機関経由の支払等）

3.5 行政、社会インフラ事業者の取組との整合性の確保

「非常時優先業務に関する行動マニュアル」において報告が必要となる事象は、以下のとおりである。

- 1) 給水区域に属する市町村で、震度5弱以上の地震が観測された場合。
- 2) 地震以外の自然災害（台風・豪雨等）、漏水及びその他の事故により、以下のいずれかに該当する事態が生じた場合。
 - ・ 受水企業の操業に影響が生じた場合、若しくは操業に影響が生じる可能性が高いと判断される場合。（受水者側の責に帰する場合を除く）
 - ・ 工業用水道施設に起因する第三者被害が発生した場合。
 - ・ 報道（テレビ、地元紙を含む新聞等）に取り上げられた場合。
- 3) 渇水時
- 4) その他、情報収集に係る指示があった場合。
（新型インフルエンザ等発生時（発生の疑いを含む）等を想定）

3.6 地域との共生と貢献

被災者の避難への対応

東部事務所は水処理における安全性の確保はもとより、応急対策活動の最重要拠点となるため、被災者が県営工水の東部事務所に避難してきた場合は、受け入れは行わず、最寄りの避難所へ案内する。

ただし、最寄りの避難所への移動が困難な場合、応急対策に支障とならない範囲を設けて受け入れができるようにする。

4 計画の策定

「3 事業継続戦略・対策の検討と決定」を踏まえ、工業用水道BCPとして以下の計画を策定する。

- ① 非常時対応計画
- ② 事前対策の実施計画
- ③ 教育・訓練の実施計画
- ④ 見直し・改善の実施計画

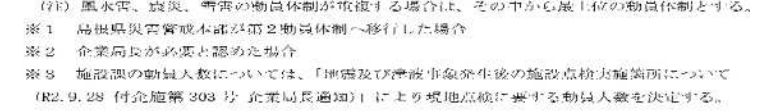
4.1 非常時対応計画

【非常時対応計画】

事 項	説 明	
対象災害と発動基準	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・本局は震度5強以上の地震が工業用水道事業区域内（松江市、安来市）で観測された場合、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する ・東部事務所は震度4以上の地震が工業用水道事業区域内（松江市、安来市）で観測された場合、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する
	豪雨発生	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業区域内（松江市、安来市）で大雨警報が発表され、かつ時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想される場合、または特別警報が発表された場合、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する
	飯梨川取水困難時	<ul style="list-style-type: none"> ・取水困難発生
	水質汚染事故	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水源及び水道原水の水質異常によって、水道の水質基準を満たさない場合及び健康被害を生じる場合、またはそのおそれのある場合 ・水道施設における水質汚染等に伴う水道水の水質異常によって水質基準を満たさない場合及び健康被害等を生じる場合、またはそのおそれのある場合 ・水道水を原因とする感染症・食中毒等が発生する場合
	油流出事故	<ul style="list-style-type: none"> ・油流出事故が発生した場合
	テロ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・テロが発生あるいは発生の恐れがある場合
	原子力発電所事故	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所事故が発生した場合 ・詳細は原子力災害時の対応マニュアル、原子力災害時行動計画による
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局災害対策本部を県庁南庁舎企業局に設置。本部長は同局長、副本部長は同次長とする。 ・班編成：本局の体制として、「総務班(11名)」、「経営班(10名)」、「施設班(11名)」を置く。 東部事務所の体制として、「管理班(4名)」、「水道施設班(9名)」、「水道供給班(5名)」を置く。 ・緊急参集メンバーは、全部で54名（本局及び東部事務所）とする。（局長、次長、所長及び副所長の4名を含む。）（発動基準未満の場合は、島根県地域防災計画の災害動員体制表に基づく参集基準（別表－1－1及び別表－1－2参照）とし、本部長、副本部長、関連行政部局へ状況を報告する） 	
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局（県庁南庁舎）に対策本部を置く。 ・同所が使用できない場合、島根県松江合同庁舎に代替拠点を置く。 	

(別表-1-1) 企業局危機管理計画における本局の体制基準

	非常事態に至る可能性のある平常時		非常時
	第1動員	第2動員	第3動員
	<ul style="list-style-type: none"> - 総務課 1名 - 経営課 1名 - 施設課 1名 - 工業団地整備室 1名 	<ul style="list-style-type: none"> - 総務課 2名 - 経営課 2名 - 施設課 2名 - 工業団地整備室 2名 	<ul style="list-style-type: none"> - 総務課 全員 - 経営課 全員 - 施設課 全員 - 工業団地整備室 全員
風水害	県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想される時	同 左 (※1)	県内の地域で大雨・暴風・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想される時
震災 津波	県内の地域で「震度4」の地震が観測されたとき(※3) 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	県内の地域で「震度5弱」の地震が観測されたとき(※3) 県沿岸に津波警報が発表されたとき	県内の地域で「震度5強」以上の地震が観測されたとき(※3) 県沿岸に大津波警報が発表されたとき
大雪	県内の地域で大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、または降雪被害が発生したとき	同 左 (※1)	大雪・暴風特別警報のいずれかが発表されたとき 大雪の規模及び範囲から、特に対策が必要と判断されたとき
施設等	河川において、工業用水及び水道水の供給に支障が生じる可能性のある河川氾濫または河川水質の異常が発生したとき 企業局施設において、故障または事故が発生したとき	同 左 (※2)	企業局長が非常時と認められたとき 企業局施設において、電気・工業用水及び水道水の供給に重大な支障が生じる事象が発生したとき 企業局施設において、第三者に多大な影響を及ぼす故障または事故が発生したとき 企業局長が非常時と認められたとき
二次水害 遊水池 その他	風水害と同様	同 左 (※2)	企業局長が非常時と認められたとき



出典：島根県企業局危機管理計画 令和6年7月

(別表-1-2) 企業局危機管理計画における東部事務所の体制基準

○風水害動員体制

(1) 松江地区、雲南地区、出雲地区

動員基準	動員体制	動員人数(※1)
大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想される時	風水害第1動員	電気第一課1名 水道第一課1名
同上(※2)	風水害第2動員	管理課3名、工務課2名 電気第一課1名、第二課2名 水道第一課1名、第二課2名 斐伊川水道課2名
大雨・暴風・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき 大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想される時	風水害第3動員	全員(交替勤務職員は除く)
上記に掲げるもののほか、雲南地区において大雨または洪水に関する警報が発表されたとき	-	シ成ダム動員体制による

○地震動員体制

(1) 松江地区、雲南地区、出雲地区(出雲市平田町)

動員基準	動員体制	動員人数
震度4	地震災害第1動員	全員(交替勤務職員は除く)
震度5弱	地震災害第2動員	全員(交替勤務職員は除く)
震度5強以上	地震災害第3動員	全員(交替勤務職員は除く)

(2) 出雲地区(出雲市平田町除く)

動員基準	動員体制	動員人数(※1)
震度4	地震災害第1動員	管理課2名 電気第一課1名 水道第一課1名 ※「地震及び津波事象発生後の施設点検実施箇所について(昭和9.28付企業局長通知)」により動員人数を決定する。
震度5弱	地震災害第2動員	松江地区(出雲市平田町除く)： 管理課3名、工務課2名 電気第一課1名、第二課2名 水道第一課1名、第二課2名 斐伊川水道課2名 ※「地震及び津波事象発生後の施設点検実施箇所について(昭和9.28付企業局長通知)」により動員人数を決定する。
震度5強以上	地震災害第3動員	全員(交替勤務職員は除く)

出典：島根県企業局危機管理計画 令和6年7月

4.1.2 対応体制・指揮命令系統図

<本局>

<代理一覧>

対策本部長

代理① 企業局次長

代理② 総務課長

総務班長

代理① 課長補佐（総務）

代理② 課長補佐（経理）

経営班長

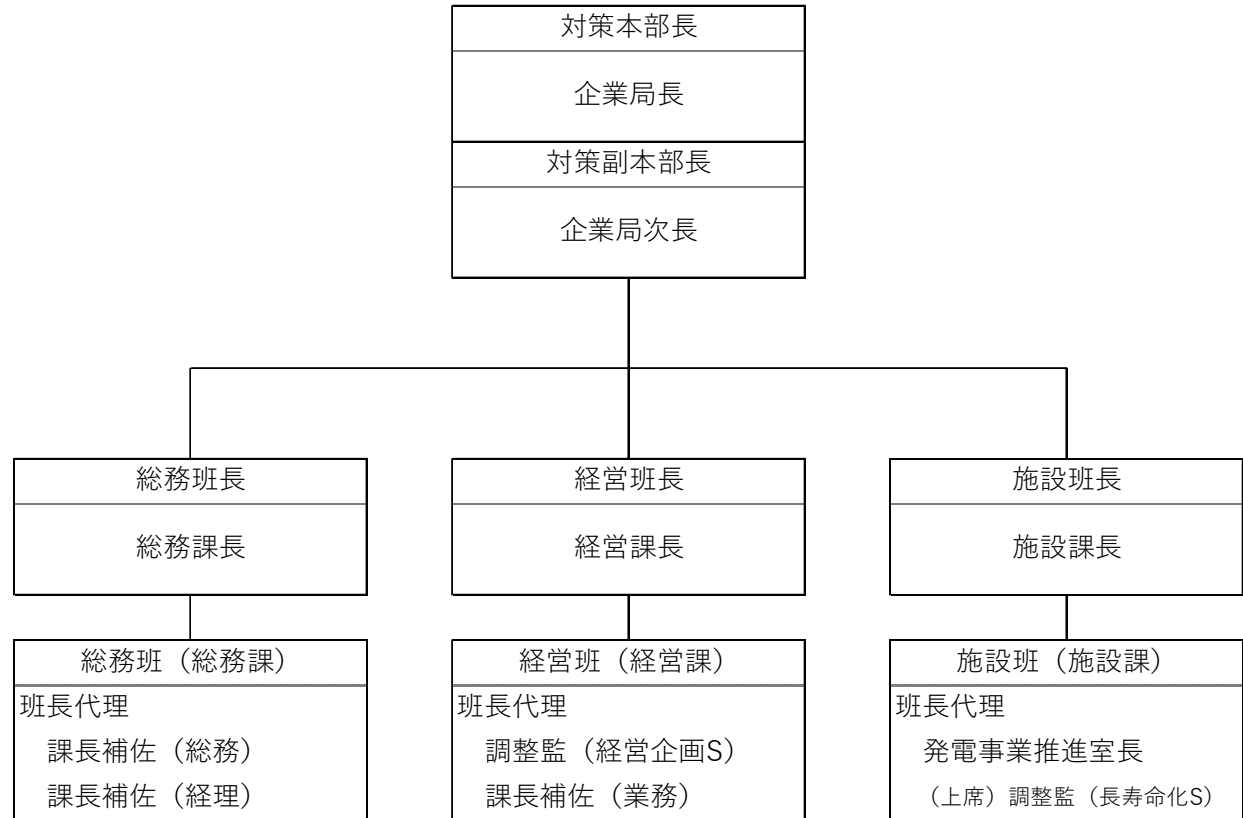
代理① 調整監（経営企画S）

代理② 課長補佐（業務）

施設班長

代理① 発電事業推進室長

代理② （上席）調整監（長寿命化S）



※情報伝達方法については、災害体制動員計画に基づく連絡体制による。

< 東部事務所 >

<代理一覧>

対策本部長

代理① 副所長

代理② 管理課長

管理班長

代理① 管理係長

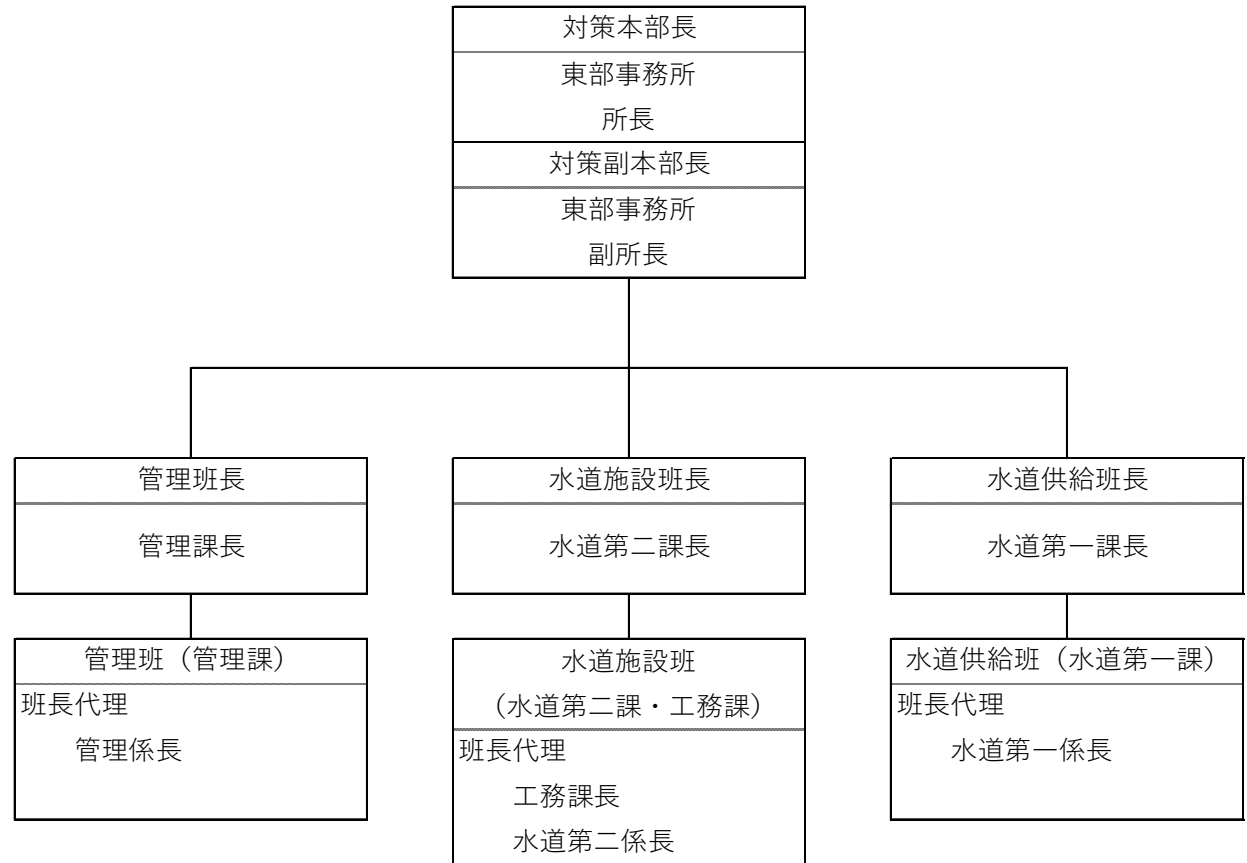
水道施設班長

代理① 工務課長

代理② 水道第二係長

水道供給班長

代理① 水道第一係長



※情報伝達方法については、災害体制動員計画に基づく連絡体制による。

※電気施設担当である電気第二課の職員は、発電施設の異常及びダム放流等の対応がない場合は、水道施設班の応援にあたる。

4.1.3 避難誘導及び安否確認

<本局>

建物名等	企業局本局（県庁南庁舎）
避難誘導責任者 〃 代理者	・発災時点で、本局に居る職員とする。
来訪者の誘導方法	・応接している職員が、責任を持って誘導する。 ・来訪者を屋外へ避難誘導する。
職員の避難方法	・屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。

<東部事務所>

建物名等	東部事務所
避難誘導責任者 〃 代理者	・発災時点で、事務所内に居る職員とする。
来訪者の誘導方法	・応接している職員が、責任を持って誘導する。 ・来訪者を屋外へ避難誘導する。
職員の避難方法	・屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
近隣の公設の避難所	安来市学習訓練センター 安来市今津町532-2

4.1.4 非常時対応手順（地震・水害）【勤務時間内に対象災害が発生した場合】

時間	行動内容	参照書類
直後	来庁者、職員の負傷者対応・避難誘導 ・来庁者、職員の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置を行う。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難する。 ・屋外避難が必要ない場合、来庁者を玄関ロビーへ誘導する。	避難誘導方法
	職員（不在含む）の安否確認 （在庁職員） ・担当者が在庁職員の安否を点呼等により確認し、責任者に報告する。 （不在職員等） ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自ら安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁、出勤できる時間の目処を連絡する。 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認を行う。	安否確認方法 職員リスト 安否確認システム
	事務所との連絡調整（１） ・東部事務所の被害概要を把握する。	対応体制・指揮命令系統図
～ 1 時間	対策本部の立ち上げ ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認する。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動する。 ・対策本部の立ち上げ、体制の確保を行う。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保する。 ・構成県市担当課及び経済産業局（1時間以内）へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに被害状況が分かり次第、随時報告を行う。	災害対応拠点と非常参集 被害状況の把握（チェックリスト） 災害発生直後の連絡先リスト
	事務所との連絡調整（２） ・東部事務所の被害状況等を確認する。 ・被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討する。	災害発生直後の連絡先リスト

時間	行動内容	参照文書類
1 時間～ 6 時間	被害状況等の情報収集、発信 <ul style="list-style-type: none"> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（工業用水道施設、管轄状況等）等の収集整理を行う。 	災害発生直後の連絡先リスト
1 時間～12 時間	島根県災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・島根県災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡する。 ・島根県災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認する。 ・地域全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整を行う。 	災害発生直後の連絡先リスト
	経済産業局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業局へ被害状況、対応状況等を報告する。 	災害発生直後の連絡先リスト
	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（管理台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動する。 	
	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局（道路部局等）との協力体制を確認する。 ・給水企業からの問い合わせ対応（現地確認、給水設備の修理業者の紹介等）や給水企業（メール、HP等による）及びマスコミ等への情報提供を行う。 	災害発生直後の連絡先リスト 問い合わせに関するマニュアル 給水設備業者リスト
～ 2 日	東部事務所等基幹施設の被害調査・応急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての管路施設の点検を実施・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定する。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施する。 ・重要な幹線等の目視調査を実施する。 	緊急点検・調査に関するマニュアル
～ 3 日	被害調査 <ul style="list-style-type: none"> ・全体の被害状況を把握するため、調査を実施 ・調査用具、調査チェックリストを準備・全ての管路施設の点検を実施 	緊急点検・調査に関するマニュアル

時 間	行 動 内 容	参 照 文 書 類
～ 3 日以降随時実施	<u>支援要請及び受援体制の整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を経済産業局に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 ・経済産業局からの連絡に応じて、受入対応状況を適宜連絡する。 	災害時発生直後の連絡先リスト 支援要請に関するマニュアル
	<u>関連行政部局との連絡調整（２）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧を行うに当たって、関連行政部局（下水道部局、道路部局等）との協議を行う。 	災害時発生直後の連絡先リスト
～ 15 日	<u>応急復旧</u> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画の策定を行う。 ・復旧に必要な資機材を手配、調達を行う。 ・復旧工事を協力会社に依頼する。 	災害時マニュアル

4.1.5 非常時対応手順（地震・水害）【勤務時間外に対象災害が発生した場合】

時間	行動内容	参照書類
直後	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・自ら家族の安全を確保した後、速やかに安否確認メールの返信を行い、出勤できる時間の目安を連絡する。 ・発災直後は、対策本部へ安否確認担当者が参集していないため、携帯電話、メール等にて連絡する。 	安否確認方法 職員リスト 安否確認システム
	自動参集 <ul style="list-style-type: none"> ・震度または降雨量状況をラジオ等で確認し、対策本部の職員の初動参集者は、島根県災害対策本部に自動参集する。 ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料等を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認する。 	
	指揮系統の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立する。 ・職員の安否、工業用水道施設の被害概要の把握に努める。 ・対策本部が立ち上がれば、その体制、指示に従う。 	対応体制・指揮命令系統図 安否確認方法 職員リスト
	事務所との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・東部事務所の被害概要を把握する。 	対応体制・指揮命令系統図
～1時間	対策本部の立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認する。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動する。 ・対策本部の立ち上げ、体制を確保する。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保する。 ・構成県市担当課及び経済産業局（1時間以内）へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告を行う。 	災害対応拠点と非常参集 被害状況の把握（チェックリスト） 災害発生直後の連絡先リスト

時間	行動内容	参照文書類
～3時間	事務所との連絡調整（2） <ul style="list-style-type: none"> ・東部事務所の被害状況等を確認する。 ・被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討する。 	災害発生直後の連絡先リスト
～12時間	被害状況等の情報収集、発信 <ul style="list-style-type: none"> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（工業用水道施設、管轄状況等）等の収集整理を行う。 ・給水企業からの問い合わせ対応（現地確認、給水設備の修理業者の紹介等）や給水企業（メール、HP等による）及びマスコミ等への情報提供を行う。 	問い合わせに関するマニュアル 給水設備業者リスト
～24時間	島根県災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・島根県災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡する。 ・島根県災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認する。 ・地域全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整を行う。 	災害発生直後の連絡先リスト
	経済産業局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業局へ被害状況、対応状況等を報告する。 	災害発生直後の連絡先リスト
	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（管理台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動する。 	
	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局（道路部局等）との協力体制を確認する。 	災害発生直後の連絡先リスト
～3日	東部事務所等基幹施設の被害調査・応急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての管路施設の点検を実施・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定する。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施する。 ・重要な幹線等の目視調査を実施する。 	緊急点検・調査に関するマニュアル

時間	行動内容	参照文書類
～4日	被害調査 ・全体の被害状況を把握するため、調査を実施する。 ・調査用具、調査チェックリストを準備・全ての管路施設の点検を実施する。	緊急点検・調査に関するマニュアル
～4日以降随時実施	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断する。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を経済産業局に連絡する。 ・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 ・経済産業局からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡する。	災害時発生直後の連絡先リスト 支援要請に関するマニュアル
	関連行政部局との連絡調整（2） ・応急復旧を行うに当たって、関連行政部局（下水道部局、道路部局等）との協議を行う。	災害時発生直後の連絡先リスト
～15日	応急復旧 ・応急復旧計画の策定を行う。 ・復旧に必要な資機材を手配、調達を行う。 ・復旧工事を協力会社に依頼する。	災害時マニュアル

4.1.6 非常時対応手順（事業中断を引き起こす可能性のある発生事象）

各発生事象について、以下の各マニュアルに対応手順が記載している。

発生事象	マニュアル名	備考
飯梨川取水困難時活動	飯梨川取水困難時活動マニュアル	
水質汚染事故対策	水質汚染事故対策マニュアル	
油流出事故対策	油流出事故対策マニュアル	
テロ対策	テロ対策マニュアル	
原子力災害対応	原子力災害時の対応マニュアル、原子力災害時行動計画	

4.1.7 非常時優先業務の時系列的整理

●勤務時間内に対象災害が発生した場合

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考	
					1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	4日	15日	30日		
①	対策本部の被害状況、安全確認	対策本部(本局)	完了目標	4	→												
	対策本部の立ち上げ、体制確保	対策本部(本局)	完了目標	4	→												
	協力要請に備え、連絡体制を確保	対策本部(本局)	完了目標	4	→												
	関係機関への状況報告(発生時)	対策本部(本局)	開始目標	4	→												
	来訪者・負傷者等の避難誘導	対策本部(本局)	完了目標	4	→												

優先実施業務No	行動項目		担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間										備考			
						1	2	3	6	12	24	2	3	4	15		30		
						時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日		日		
②	職員の安否確認	職員等の参集状況及び安否確認	総務班	完了目標	2	→													
③	東部事務所との連絡調整	東部事務所の維持管理職員の安否確認	総務班 水道供給班	完了目標	1 1	→													
		東部事務所施設の被害状況の確認	総務班 水道供給班	完了目標	1 1	→													
		外部への支援要請について検討	総務班 水道供給班	開始目標	1 1	→													

優先実施業務No	行動項目		担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間										備考			
						1	2	3	6	12	24	2	3	4	15		30		
						時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日		日		
④	中国経済産業局への被害報告	施設の被害状況等を電話報告する。	施設班	完了目標	1	→													
⑤	被害状況等の情報収集と発信	報道、他部局からの被害状況等収集	総務班 水道供給班	完了目標	1 1		→	→	→										
		給水企業からの問い合わせ対応	総務班 水道供給班	開始目標	1 1		→	→	→										
		被害状況を住民やマスコミ等に随時発信	総務班 水道供給班	開始目標	1 1		→	→	→										

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考
					1	2	3	6	12	24	2	3	4	15	30	
					時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日	日	
⑥	中国経済産業局へ被害、対応状況等を連絡	施設班	完了目標	1	→	→	→	→	→							
	関係機関へ被害状況、復旧見込み等を連絡	経営班 管理班	完了目標	1 1		→	→	→	→							
	関係機関を通じてライフラインの復旧見込みを確認	施設班 水道供給班	完了目標	1 1		→	→	→	→							
	被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	経営班-施設班 管理班・水道供給班	完了目標	2 2	→	→	→	→	→							
	関連行政部局との協力体制の確認	経営班-施設班 管理班	完了目標	2 1		→	→	→	→							
	関連行政部局との共同点検調査の実施方針を調整	施設班	開始目標	1		→	→	→	→							

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考
					1	2	3	6	12	24	2	3	4	15	30	
					時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日	日	
⑦	調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定	管理班 水道施設班 水道供給班	完了目標	12	→	→	→	→	→	→	→					
	調査用具、調査チェックリストを準備	管理班 水道施設班 水道供給班	完了目標	12	→	→	→	→	→	→	→					
	二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	管理班 水道施設班 水道供給班	開始目標	12	→	→	→									
	重要な幹線等の目視調査を実施	管理班 水道施設班 水道供給班	開始目標	12	→	→	→									

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考		
					1	2	3	6	12	24	2	3	4	15	30			
					時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日	日			
⑧	被害調査	漏水及び浸水に対する緊急措置を実施	水道施設班	開始目標	4	→	→	→										
		排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配調整	水道施設班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
⑨	支援要請、受援体制の整備	支援の必要性を判断	管理班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
		中国経済産業局や他の地方公共団体等に支援要請	総務班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
⑩	応急復旧	応急復旧計画の策定	水道施設班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
		復旧に必要な資機材を手配、調達 通水・漏水調査	水道施設班 水道供給班	開始目標	6		→	→	→	→	→							
		復旧工事を協力会社に依頼	水道施設班	開始目標	6		→	→	→	→	→							

●勤務時間外に対象災害が発生した場合

優先 実施 業務 No	行動項目	担当班	目標設定 分類	必 要 人 数	発災からの時間										備考		
					1 時間	2 時間	3 時間	6 時間	12 時間	24 時間	2 日	3 日	4 日	15 日		30 日	
①	工業用水道対策 本部の立上げ	対策本部 (本局)	完了目標	4	→												
		対策本部 (本局)	完了目標	4	→												
		対策本部 (本局)	完了目標	4	→												
		対策本部 (本局)	開始目標	4	→												
		対策本部 (本局)	完了目標	4	→												

優先実施業務No	行動項目		担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間										備考			
						1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	4日	15日		30日		
②	職員の安否確認	職員等の参集状況及び安否確認	総務班	完了目標	2	→	→	→											
③	東部事務所との連絡調整	東部事務所の維持管理職員の安否確認	総務班 水道供給班	完了目標	1 1	→													
		東部事務所施設の被害状況の確認	総務班 水道供給班	完了目標	1 1	→													
		外部への支援要請について検討	総務班 水道供給班	開始目標	1 1	→													

優先実施業務No	行動項目		担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間										備考			
						1	2	3	6	12	24	2	3	4	15		30		
						時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日		日		
④	中国経済産業局への被害報告	施設の被害状況等を電話報告する。	施設班	完了目標	1	→													
⑤	被害状況等の情報収集と発信	報道、他部局からの被害状況等収集	総務班 水道供給班	完了目標	1 1		→	→	→	→									
		給水企業からの問い合わせ対応	総務班 水道供給班	開始目標	1 1		→	→	→	→									
		被害状況を住民やマスコミ等に随時発信	総務班 水道供給班	開始目標	1 1		→	→	→	→									

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考
					1	2	3	6	12	24	2	3	4	15	30	
					時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日	日	
⑥	中国経済産業局へ被害、対応状況等を連絡	施設班	完了目標	2		→	→	→	→	→						
	関係機関へ被害状況、復旧見込み等を連絡	経営班 管理班	完了目標	1 1		→	→	→	→	→						
	関係機関を通じてライフラインの復旧見込みを確認	施設班 水道供給班	完了目標	1 1		→	→	→	→	→						
	被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	経営班-施設班 管理班-水道供給班	完了目標	2 2	→	→	→	→	→	→						
	関連行政部局との協力体制の確認	経営班-施設班 管理班	完了目標	2 1		→	→	→	→	→						
	関連行政部局との共同点検調査の実施方針を調整	施設班	開始目標	1		→	→	→	→	→						

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考
					1	2	3	6	12	24	2	3	4	15	30	
					時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日	日	
⑦	調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定	管理班 水道施設班 水道供給班	完了目標	12	→	→	→	→	→	→	→	→				
	調査用具、調査チェックリストを準備	管理班 水道施設班 水道供給班	完了目標	12	→	→	→	→	→	→	→	→				
	二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	管理班 水道施設班 水道供給班	開始目標	12	→	→	→									
	重要な幹線等の目視調査を実施	管理班 水道施設班 水道供給班	開始目標	12	→	→	→									

優先実施業務No	行動項目	担当班	目標設定分類	必要人数	発災からの時間											備考		
					1	2	3	6	12	24	2	3	4	15	30			
					時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日	日			
⑧	被害調査	漏水及び浸水に対する緊急措置を実施	水道施設班	開始目標	4	→	→	→										
		排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配調整	水道施設班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
⑨	支援要請、受援体制の整備	支援の必要性を判断	管理班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
		中国経済産業局や他の地方公共団体等に支援要請	総務班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
⑩	応急復旧	応急復旧計画の策定	水道施設班	開始目標	2		→	→	→	→	→							
		復旧に必要な資機材を手配、調達 通水・漏水調査	水道施設班 水道供給班	開始目標	6		→	→	→	→	→							
		復旧工事を協力会社に依頼	水道施設班	開始目標	6		→	→	→	→	→							

4.2 事前対策の実施計画

4.2.1 事前対策の体系図

事前対策体系		担当部署	実施時期
1. 施設被害の対策			
課題：施設の強靱化			
ハード	施設被害の最小化及び給水機能の維持や継続に向けた管路、水管橋及びその他構造物等の耐震対策、ポンプ施設等の浸水対策、並びに停電対策等の促進	本局施設課 東部事務所	中長期
課題：計画的な施設更新			
ハード	経営計画に基づく、健全度や重要度に応じた計画的な施設の更新	本局施設課 東部事務所	中長期
課題：施設の更新需要に対する財源不足への対応			
ソフト	新技術の導入や国の交付金制度の積極的活用、適切な水準の料金金収入の確保	本局経営課	中長期
課題：施設の適切な維持管理			
ソフト	定期的な巡視・点検の実施	東部事務所	短期～継続
	デジタル技術の活用による効率的・効果的な導水路点検の実施		
	技術力の維持・向上に向けた職員や関係事業者を対象とした技術研修やOJTの実施		
	施設のデータベース化		

2. 対処拠点の確保			
課題：代替拠点の確保及び拡充			
ソフト	代替拠点の被災の可能性も考慮した複数の代替拠点の確保・拡充	本局総務課	中長期
課題：代替拠点における業務継続			
ソフト	代替拠点における非常用電源、情報伝達手段及び什器（パソコン、机等）の確保	本局総務課	中長期
	代替拠点における各班の配置検討		
課題：代替拠点への速やかな参集・移動			
ソフト	庁舎使用可否の速やかな判断に向けた島根県地震被災建築物応急危険度判定士及び島根県被災宅地危険度判定士との連携体制の向上（本庁）	本局総務課	中長期
	代替拠点への参集訓練の実施		

3. 工業用水道台帳等の維持管理			
課題：台帳等の活用に関わる実効性の確保			
ソフト	調査、応急復旧に必要な台帳等の適切な整備とバックアップを含めた継続的な更新	本局施設課 東部事務所	短期～継続
	停電時の使用やリスク分散を前提とした台帳等のバックアップ（保管場所、紙または電子等による保管形態の工夫）		
	台帳等の関係事業者等との共有		
課題：代替拠点における業務継続			
ソフト	管路やマンホール等の各施設に関する正確な付番と主要な目標物・目印等の台帳への記載	東部事務所	中長期
	優先度の考慮に向けた重要な施設・設備に関する台帳等への属性情報の記載		中長期
	台帳等の電子化及び現地で利用できるモバイル端末への情報搭載		中長期
4. 資金の確保			
課題：速やかな資金計画の見直しに向けた正確な情報収集			
ソフト	災害時にユーザー企業及び関係機関等に確認すべき事項の整理	本局経営課 施設課	短期～継続
課題：危機的事象へ対応するための最低限の資金確保			
ソフト	危機的事象への対応を想定した経営計画	本局経営課 施設課	中長期

5. 資機材の確保			
課題：停電時における事業継続			
ソフト	72時間の停電対策に向けた非常用電源や燃料の確保	本局施設課 東部事務所	中長期
課題：優先度に配慮した備蓄資機材の確保（購入）			
ソフト	漏水対策資材配備基本計画に基づく計画的な資機材の確保 重要な施設・設備の選定に基づく、調査・応急復旧等に用いる優先度の高い資機材の確保	本局施設課 東部事務所	中長期
課題：資機材の使用に関わる実効性の確保			
ソフト	資機材の定期的な点検等、適切な維持管理の継続	本局施設課 東部事務所	短期～継続
課題：上水道部局からの資機材の融通			
ソフト	調査・応急復旧等に用いる資機材の相互融通を想定した上水道部局との調整及び連携体制の構築	東部事務所	中長期
課題：速やかな資機材の調達・輸送			
ソフト	当局内における保管場所の共有	東部事務所	短期～継続
ソフト	必要な輸送手段及びルートの確認		
ソフト	災害時の相互応援に向けた中国経済産業局及び日本工業用水協会を通じた備蓄情報データベースへの備蓄情報の共有	本局施設課	中長期
課題：機械・電気設備が被災した場合における代替設備の速やかな調達			
ソフト	設備台帳等に基づく緊急施工業者の連絡先一覧の作成	東部事務所	短期～継続

6. 情報伝達手段の整備			
課題：災害時にも繋がりやすい情報伝達手段の確保			
ソフト	災害時優先電話、衛星電話、業務用無線等の整備の拡充	本局総務課	中長期
課題：携帯性や電源の独立性の高い情報収集手段の確保			
ソフト	ラジオの確保	本局総務課	中長期
課題：扱いやすい情報収集手段の確保			
ソフト	テレビの確保	本局総務課	中長期
課題：情報伝達手段の使用に関わる実効性の確保			
ソフト	情報伝達手段の定期的な点検等、適切な維持管理の継続	本局施設課	短期～継続
ソフト	定期的な訓練等による情報伝達手段の使用方法の習得	東部事務所	

7. 生活必需品の確保			
課題：流通備蓄等供給までの食料・飲料水の確実な確保			
ソフト	参集時における2～3日分の食料・飲料水の携行に関する職員への継続的な啓発	東部事務所	短期～継続
課題：県庁の売店からの在庫商品提供に関わる実効性の確保			
ソフト	本計画の周知等に基づく県庁の職員会館売店との連携体制の強化	本局総務課	短期～継続
課題：速やかな流通備蓄の供給			
ソフト	生活必需品の優先供給に向けた事業者等との災害時応援協定の整備・拡充	本局総務課	中長期
課題：仮設トイレ設置までのトイレの使用			
ソフト	携帯トイレの備蓄	本局総務課	中長期

8. 協定の締結及び見直し			
課題：委託業者等による速やかな調査・応急復旧等の実施			
ソフト	委託業者等との調査・応急復旧等の災害時応援協定に関する必要に応じた拡充及び見直し	本局施設課 東部事務所	中長期
	委託業者等の業務担当者の整理及び確実に連絡可能な連絡体制の構築		
課題：民間事業者等による速やかな人員・資機材の調達			
ソフト	民間事業者等との人員・資機材調達の災害時応援協定に関する必要に応じた拡充及び見直し	本局施設課 東部事務所	中長期
	災害時に民間事業者等に指示・伝達すべき事項の整理		短期～継続
9. 関係機関との調整及び連携強化			
課題：迅速な応急復旧に向けた他の施設管理者との速やかな調整			
ソフト	送水・配水施設近傍の地下埋設物管理者との同時施工等、効率的な応急復旧に向け必要となる調整事項等の整理及び共有	東部事務所	中長期
	送水・配水施設近傍の地下埋設物管理者の業務担当者等の整理		
	道路管理者との緊急点検・調査・復旧等に関わる作業分担や共同実施に向け必要となる調整事項等の整理及び共有		
	道路管理者の業務担当者等の整理		
課題：水源ダムの被災に関わる速やかな状況の把握			
ソフト	水源管理者との被災状況等、共有事項の整理及び共有	本局施設課 東部事務所	中長期
	水源管理者の業務担当者の整理及び確実に連絡可能な連絡体制の構築		

10. 支援・受援体制の整備			
課題：受援体制の整備			
ソフト	工業用水道事業に関わる受援計画の策定・運用	本局施設課	中長期
課題：速やかな応援要請			
ソフト	教育・訓練等を通じた庁内外の応援要請手順の周知	本局総務課	短期～継続
課題：支援者のための執務環境の整備			
ソフト	円滑な受援活動に供する各庁舎の対応拠点及び代替拠点における執務スペース、資機材、什器（パソコン、机等）、備品等の確保	本局総務課	中長期
	支援者が行う作業を明確化したマニュアルや情報共有のための様式等、必要資料の整備	本局施設課	

11. ユーザー企業との情報共有体制の整備			
課題：ユーザー企業への円滑かつ速やかな情報共有			
ソフト	平時におけるユーザー企業との連携強化	本局経営課 施設課	短期～継続
	ユーザー企業との情報共有体制及び情報発信の時期に関する共有		
	ユーザー企業への情報発信及び報道機関等へ公表する資料の様式等の周知		
課題：ユーザー企業からの問い合わせに対する円滑かつ速やかな対応			
ソフト	ユーザー企業の連絡窓口となる業務担当者の整理	本局経営課	短期～継続
	応急復旧に関わる事業者のリストアップ	本局施設課	
課題：社会経済活動等の復興に向けた施設被害状況の速やかな周知			
ソフト	経済産業省を通じた被害状況の公表に向けた、平時における経済産業省との連絡体制の整備	本局施設課	短期～継続

12. 復旧対応の記録

課題：膨大な非常時優先業務の対応の記録

ソフト	各種様式の周知	本局施設課 東部事務所	短期～継続
	対応記録に関わる役割分担及び集約方法の周知		
	委託業者への対応記録に関わる周知		

4.2.2 工業用水道施設被害への事前対策

目標復旧時間及び目標復旧レベルの達成に向けては、工業用水道施設の被害の軽減、すなわち施設の強靱化（耐震対策、浸水対策、停電対策）、また、これらを行う上で前提となる計画的な施設の更新や適切な維持管理等の対策は、非常時優先業務の量の減少に直接的に寄与し、給水復旧に関して有効である。

しかしながら、当局では 2.2.2 で述べた施設被害が想定されるだけでなく、多くの工業用水道施設が法定耐用年数 40 年以上を経過し、更新需要が高まる一方で財源不足も懸念されており、管路全域的なハード対策は現実的でない。したがって、大規模災害時の施設の機能維持及び平時における効率的・計画的な整備が必要であり、平成 30 年に策定した飯梨川工業用水道事業施設管理基本計画に基づき施設の強靱化（耐震対策、浸水対策、停電対策）、計画的な施設更新及び適切な維持管理等の対策に取り組むものとする。

大規模停電に対する事前対策として、処理場・ポンプ場は、現在概ね 24 時間程度しか稼働できないが、燃料タンクを増設することにより、72 時間稼働が確保できるように整備を行う。

課 題	対 策	主な担当部署
施設の強靱化	【ハード対策/中長期】	本局施設課 東部事務所
	施設被害の最小化及び給水機能の維持・継続に向けた、管路・水管橋・その他構造物等の耐震対策、ポンプ施設等の浸水対策、停電対策等の促進	
計画的な施設更新	【ハード対策/中長期】	本局施設課 東部事務所
	経営計画に基づく、健全度や重要度に応じた計画的な施設の更新	
施設の更新需要に対する財源不足への対応	【ソフト対策/中長期】	本局経営課
	新技術の導入や国の交付金制度の積極的活用、適切な水準の料金収入の確保	
施設の適切な維持管理	【ソフト対策/短期～継続】	東部事務所
	定期的な巡視・点検の実施	
	【ソフト対策/短期～継続】	東部事務所
	デジタル技術の活用による効率的・効果的な導水路点検の実施	
	【ソフト対策/短期～継続】	東部事務所
技術力の維持・向上に向けた、職員や関係事業者を対象とした技術研修やOJTの実施		
【ソフト対策/短期～継続】	東部事務所	
施設のデータベース化		

4.2.3 対応拠点の確保

何らかの被害により本来の対応拠点が使用不可能となることも想定し、行政機能の維持・継続に向け、非常時の対応拠点及び代替拠点を確保する必要がある。

当局では、3.2「災害時対応のための中枢機能の確保」に示すとおり対応拠点及び代替拠点を位置づけているが、今後は代替拠点の拡充を図るとともに、代替拠点での速やかな事業継続に向け、代替拠点への参集訓練や、電力及び通信等のライフライン、什器（パソコン、机）の確保等、諸対策の実施に努めるものとする。

課 題	対 策	主な担当部署
代替拠点の確保及び拡充	【ソフト対策/中長期】	本局総務課
	代替拠点の被災の可能性も考慮した、複数の代替拠点の確保・拡充	
代替拠点における業務継続	【ソフト対策/中長期】	本局総務課
	代替拠点における非常用電源、情報伝達手段及び什器（パソコン、机等）の確保	
	【ソフト対策/中長期】	本局総務課
代替拠点への速やかな参集・移動	【ソフト対策/中長期】	本局総務課
	庁舎使用可否の速やかな判断に向けた島根県地震被災建築物応急危険度判定士及び島根県被災宅地危険度判定士との連携体制の向上（本庁）	
	【ソフト対策/中長期】	本局総務課
	代替拠点への参集訓練の実施	

4.2.4 工業用水道台帳等の整備及びそのバックアップ

重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	企業局内	施設課	紙	有	—	紙	東部事務所
東部事務所（設備） 完成図書	企業局内	施設課	紙	有	—	紙	東部事務所
竣工図書 （出来高図）	企業局内	施設課	紙	有	—	紙	東部事務所
配水管台帳	企業局内	施設課	紙・システム	有	—	電子化	東部事務所

4.2.5 資機材のリスト化

「中国地域工業用水道相互応援協定」に基づく、防災関係物資等の備蓄状況調査表のとおり。

○主な物資

車両（給水車、トラック）、給水容器（給水タンク）、機材（発電機）、管類（DCIP φ150～700mm、接手類）

4.2.6 リース及び購入資材・機材調達先一覧表

< 取水施設復旧資材・資材必要数量表 >

品名	規格	単位	数量	保管場所
発電機	45KVA	台	6	リース
水中ポンプ	8インチ／Φ200／11KW	台	6	リース
外部燃料タンク	400L	台	3	リース
鋼矢板	Ⅲ型 L=12.5m	m	196	リース（広島）
切梁・腹起し	L=39m	t	25	リース（広島）
サクシヨンホース	L=10m	本	4	購入
取水口・吸水口		式	1	購入（製作）
ブルーシート	4.5m × 4.5m	枚	110	購入
フィルター材〔各種〕		m ³	260	購入（製作）

<資材調達先>

会社名	所在地 担当部署	電話番号 ファックス	発電機	ポンプ	タンク	鋼矢板	切梁	ホース	ブルー シート
(株) オーケーリース 松江東営業所	松江市東出雲町意宇南 2-5-8	0852-52-6636 0852-52-6616	2台	2台				○	
(株) 原商 松江支店	松江市平成町 182-12	0852-25-7700 0852-25-7701	2台	2台	○			○	
(株) リョーキ 松江営業所	松江市東出雲町意宇南 5-2-1	0852-61-2400 0852-61-6400	2台	2台	○			○	
(株) ホンムラ 本社（安来営業部）	安来市島田町 431-1	0854-22-3580 0854-23-2262	2台	2台	○	○	○	○	○
(株) 伸興サンライズ 機材センター	松江市浜佐田町680	0852-36-8633 —			○	○			

その他、不足する資機材等については、備蓄情報データベース（一般社団法人日本工業用水協会）を活用する。

4.2.7 現場出動時の携行品

常備品		採水用具		簡易測定器	
携帯電話	1台/人	ガラスびん（油事故）	3本	温度計	1本
ポータブルラジオ	1機	ポリびん(2L)（その他）	3本	パックテスト	1式
地図	1冊	手付きビーカ	1個	蒸留水・噴射びん	1式
野帳	1冊	採水器	1台	濁色度計	3個
筆記用具(鉛筆・マジック)	1式	ロープ付きバケツ	1個		
強力ライト	2本	ひしゃく	1本		
デジタルカメラ	1式	ポリロート	1個		
ゴム手袋・軍手	人数分				
救命具・長靴	人数分				
乾電池	1式				

4.2.8 食料、飲料水等の生活必需品の確保

島根県大規模地震・津波災害業務継続計画（平成27年2月）により、食料、飲料水は、県の備蓄物資として広域防災拠点に災害救助従事職員の3日分（9食）を備蓄しているが、交通網やライフラインの寸断時の職員用の食料を確保することが困難になることや防寒、仮眠設備が不足していることが課題となっている。その他の生活必需品についても適宜備蓄しておくこと、かつ庁舎内に備蓄物資の保管場所を確保しておく必要がある。

4.2.9 民間企業等との協定

連絡先		連絡・共有する内容	連絡先担当 及び代理者	連絡手段・連絡先	備考
公営 企業	鳥取県企業局	・中国地方における工業用水道災害時の相互応援 に関する協定に基づく活動	工務課長	電 話 : 0857-26-7443 F A X : 0857-26-8193	
民間	(一社) 島根県管工事業協会	・管渠 (圧送部) ・調査、応急復旧対応の依頼	島根県 健康福祉部 薬事衛生課 水道係	電 話 : 0852-22-5263 F A X : 0852-22-6041	
	島根県測量設計業協会	・災害調査 ・復旧工法の設計等	事務局長	電 話 : 0852-67-1764 F A X : 0852-67-1768	
	島根県石油協同組合	・災害石油類燃料の優先供給 ・帰宅困難者の支援	専務理事	電 話 : 0852-25-4488 F A X : 0852-27-8544	
	中国電力株式会社	・復旧作業に関する支援協力 ・停電の優先復旧	県庁防災部 防災危機管理課	電 話 : 0852-22-5885 F A X : 0852-22-5930	
	西日本電信電話株式会社 島根支店	・復旧作業に関する支援協力 ・停電の優先復旧	県庁防災部 防災危機管理課	電 話 : 0852-22-5885 F A X : 0852-22-5930	

4.2.10 支援・受援ルールの基本事項

【支援体制】

「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書（以下、中国地域工業用水道相互応援協定）」に基づき、中国地域に及び地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援活動を速やかに実施できる体制を整備する。

※協定窓口 岡山県企業局施設課 岡山県岡山市中区古京町1-7-36
TEL:086-226-7547 FAX:086-226-7547 E-mail:Kgsisetu@pref.okayama.lg.jp

第2条 協定事業者、第3条 代表事業者

圏域	協定事業者
鳥取県	鳥取県企業局【代表事業者】
	鳥取市水道局
	米子市水道局
島根県	島根県企業局【代表事業者】
岡山県	岡山県企業局【代表事業者】
広島県	広島県企業局【代表事業者】
	福山市上下水道局
	呉市上下水道局
	大竹市上下水道局
山口県	山口県企業局【代表事業者】
	岩国市水道局
	山陽小野田市水道局

12事業者（中国5県）

応援の要請先（協定実施細則第2条）

被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
鳥取県内事業者	鳥取県企業局	島根県企業局	岡山県企業局	広島県企業局	山口県企業局
島根県内事業者	鳥取県企業局	広島県企業局	山口県企業局	岡山県企業局	—
岡山県内事業者	広島県企業局	鳥取県企業局	山口県企業局	島根県企業局	—
広島県内事業者	広島県企業局	山口県企業局	岡山県企業局	島根県企業局	鳥取県企業局
山口県内事業者	山口県企業局	広島県企業局	島根県企業局	岡山県企業局	鳥取県企業局

本表に示す事業者は、協定第3条に規定する「代表事業者」を充てる。

4.2.11 災害相互応援に関する基本的ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	実施 予定時期	担当者
基本的 ルール	基本的ルールの確認	中国地域工業用水道相互応援協定を締結している。	工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（平成24年5月（社）日本工業用水協会）により、被災状況、情報提供のあり方等を確認しておく。	随時	施設課
	受入れ体制	宿舎、給食、駐車場の確保はされていない。	応援事業体が使用する宿舎、駐車場等の確保について、関連部局と調整したうえで、民間団体等との協定や承諾書を取り交わしておく。	中長期	総務課

4.2.12 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	実施 予定時期	担当者
受援 体制	支援者に対する担当窓口設置	・各種応援協定に基づき担当窓口を設置している。	・課内の役割分担を明確化する。	短期	施設課
	支援者へ提供する情報等の整理	・提供可能な情報をリスト化しているが、内容が不十分な項目（支援者の宿泊先や外食先等の情報、支援車両の駐車スペースやガソリンスタンド等の情報）がある。	・情報の充実化を図る。	短期	総務課
		・支援活動に必要な資機材、備品はある程度確保している。	・資機材を適宜整理しておく。（リスト化） ・調達先を探す等、不足する資機材等を揃えておく。	中長期	総務課
	支援者作業スペース（執務スペース）	・支援受入時の執務スペースは、局内の会議室において対応する。	・執務スペースは局内の会議室を設定する。 ・執務に必要な備品等の確保方法を整理する。	短期	総務課
	支援者車両基地（駐車スペース）	・支援受入時の駐車スペースが設定していないが、県庁来客用駐車場を確保する。	・駐車スペースを設定する。	短期	総務課

4.2.13 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	実施 予定時期	担当者
協定	民間企業等との協定締結状況	災害協定を締結している。	—	—	施設課
	平常時における定期的な情報共有	災害協定を継続して年度更新しており、適宜情報共有を行っている。	—	—	東部事務所管理課
	災害協定の窓口一元化	災害協定に基づき、窓口の一元化を行っている。	—	—	施設課

4.2.14 ユーザー企業や報道機関等への情報提供

分類	項目	現状レベル	対策内容	実施 予定時期	担当者
周知	配布・広報用資料の様式作成	島根県企業局危機管理計画において様式を定めている。	島根県企業局危機管理計画に基づき情報提供を行う。	—	施設課
	給水企業への周知方法	電話、訪問による方法のみ。夜間・休日の連絡方法が確立していない。	メールによる周知、夜間・休日の連絡体制を整備する。	短期	経営課

4.2.15 復旧対応の記録

○調査・復旧等対応の記録

次の項目について時期と内容を記録できるよう、事前に様式を準備しておく。（島根県企業局危機管理計画における様式を活用）

- ① 各種調査（緊急調査、一次調査等）
- ② 関連行政部局との調整・協議（依頼等）
- ③ 支援要請
- ④ 資機材の調達
- ⑤ 民間企業等への調査及び作業指示
- ⑥ 各種通報（漏水、交通障害等）
- ⑦ ユーザー企業・住民等への情報発信 等

復旧対応の記録は、委託業者に対しても記録するよう事前（契約後の初回打合せ時）に周知する。

○被災の記録

被災状況の記録は、災害査定に必要な資料の作成のため、被災後速やかに実施することが重要である。また、数日で上書きされるシステムに格納されたデータ（工業用水道施設の運転記録や、近傍にある降雨量データ等）についても、収集を怠らないようにする。

地震の場合は、管路の破損、工業用水道施設や設備の損傷等の被災状況を記録する。

また、風水害では、地震と異なりすぐに痕跡がなくなることから、工業用水道施設が浸水した場合には、現地での浸水エリアや浸水深を記録（浸水痕の記録）し、浸水シミュレーションの見直し等に活用する。

4.3 教育・訓練の実施計画

4.3.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	目的（メリット）	参加者	予定時期	備考
参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> 地震（震度6強）を想定した職員の非常参集 ……勤務時間外（早朝7時あたり）に、震度6強の地震が発生し、交通機関が利用できない状況を想定し、職員が自宅や通勤途中から徒歩又は自転車により各事務所に参集する訓練を行う。 水害（想定最大規模の洪水浸水）を想定した職員の非常参集 ……浸水により交通機関が利用できない状況（冠水による通行止めを含む）を想定し、職員が自宅や通勤途中から各事務所に参集する訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日夜間の発災時における現実に即したリソースの把握ができる。 参集時間の短縮に向けた課題の抽出ができる。 	全職員	毎年6月	
安否確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> 全職員は、安否確認システム、携帯電話やメール等により安否を連絡する。 安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の連絡先の周知及び確認ができる。 安否確認手順が周知できる。 	全職員	年2回 (6月、10月)	
情報伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> 本庁（対策本部）と東部事務所との情報伝達訓練を行う。 他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の連絡先の周知及び確認ができる。 	全職員 関係機関等 担当者 維持管理業者 の担当者等	毎年6月	

訓練名称	訓練内容	目的（メリット）	参加者	予定時期	備考
実地訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ MCA 無線を使った現場状況の報告を行う。 ・ 携帯電話等を利用して、現場状況（写真添付）を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急調査・応急復旧の作業内容・方法（手順）等の確認、実施時間及び留意点の把握ができる。 ・ 調査・復旧時間の短縮に向けた課題の抽出ができる。 ・ 平常時はあまり使用しない通信機器の使用方法の周知や通信状況の確認ができる。 ・ 必要な情報（報告内容）、報告方法、報告先の確認ができる。 	全職員 関係機関等 担当者 維持管理業者 の担当者等	毎年6月 （出水期前）	
図上訓練 （シナリオ非提示型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にシナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時対応計画の一連の流れの確認と課題の抽出ができる。 ・ 状況判断力の向上と判断基準等に関する課題の抽出ができる。 	全職員 関係機関等 担当者	毎年6月 （出水期前）	
教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等を開催し、工業用水道BCPの位置づけや内容及び活用方法についての職員の理解促進を図るとともに、工業用水道BCPの見直しに向けた意見収集の場として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の理解促進を図れる。 	全職員	毎年4月	

4.3.2 維持改善計画

(1) 工業用水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
部局の人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。	年1回(4月) 必要に応じて適宜実施	総務係	総務課
関係先(国、関連市、関連行政部局、民間企業等)の担当者(担当部局)、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	必要に応じて適宜実施	長寿命化S	施設課
重要なデータや文書(工業用水道台帳、施設図面等)のバックアップを実施しているか。	年2回(4月、10月)	施設管理係	施設課
策定根拠となる計画を変更した場合、計画に関連する文書が全て最新版に更新されているか。(支援者提供用情報リストを含む)	年1回(4月)	長寿命化S	施設課
災害対応拠点、代替拠点等における備蓄資機材の確認(数量、使用期限、動作確認等)、安全性の確認(棚の固定等)	年1回(4月)	東部事務所	施設課

(2)工業用水道BCP責任者による総括的な点検項目 <実施時期：毎年10月頃>

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか また、過去1年間で実施した対策（工業用水道施設の耐震化等）を踏まえ、工業用水道BCPの見直しを行ったか。	長寿命化S	BCM責任者
優先実施業務の追加や変更等で工業用水道BCPの変更が必要ないか検討したか。	長寿命化S	BCM責任者
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。 また、訓練結果や災害対応状況（課題）を踏まえた工業用水道BCPの見直しを行ったか。	長寿命化S	BCM責任者
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。 また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	東部事務所	BCM責任者
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。	東部事務所	BCM責任者
工業用水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画が全て最新版に更新されているか。	長寿命化S	BCM責任者
前年からの継続事項を含めた現状の課題が把握できているか。 それら課題にむけた、次の1年以降の対応方針が明確になっているか。（事前対策の見直し含む）	長寿命化S	BCM責任者
変更事項等を含め、関係部署職員の周知、情報・意識の共有化がされているか。	長寿命化S	BCM責任者

4.3.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員：企業局 各事務所	対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧、工業用水道BCPの内容	職員に対して、連絡手段一覧表を提出する。 課内で工業用水道BCPを回覧する。（改定内容がある場合は、改定内容に係る資料の添付等により周知する。）	4月
関連行政部局	対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧、備蓄資材リスト、資材の定期点検結果	関連行政部局に対して、連絡手段一覧表、備蓄資材リストおよび資材の定期点検結果を提出する。	4月
関連市 水道管理者、道路管 理者、河川管理者	対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧、備蓄資材リスト、資材の定期点検結果	関連市や各管理者に対して、連絡手段一覧表を提出する。 工業用水道BCPを回覧する。（改定内容がある場合は、改定内容に係る資料の添付等により周知する。）	4月